

第 6 1 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 1 0 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第 1 1 号 専決処分の報告の件（道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第 9 4 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号））
- 第 9 5 号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第 9 6 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 9 7 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 9 8 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 9 9 号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 0 号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 1 号議案 財産処分の件
- 第 1 0 2 号議案 平成 2 6 年度神河町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 0 3 号議案 平成 2 6 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 4 号議案 平成 2 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 5 号議案 平成 2 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 6 号議案 平成 2 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 7 号議案 平成 2 6 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 8 号議案 平成 2 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 9 号議案 平成 2 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 0 号議案 平成 2 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）

神河町告示第105号

第61回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月28日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成26年12月5日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

藤 森 正 晴

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成26年 第61回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成26年12月5日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成26年12月5日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第10号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告の件（道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第6 第94号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第7 第95号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第8 第96号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第97号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第98号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第9 第99号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第100号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第101号議案 財産処分の件
- 日程第12 第102号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 第103号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第104号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 第105号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第106号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第107号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 第108号議案 平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第109号議案 平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第110号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第10号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第5 報告第11号 専決処分の報告の件（道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第6 第94号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第4号））
日程第7 第95号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
日程第8 第96号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第97号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第98号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
日程第9 第99号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10 第100号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11 第101号議案 財産処分の件
日程第12 第102号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第5号）
日程第13 第103号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14 第104号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第15 第105号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第16 第106号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17 第107号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18 第108号議案 平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19 第109号議案 平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20 第110号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（12名）

- | | |
|---------|---------|
| 1番 藤原裕和 | 7番 小寺俊輔 |
| 2番 藤原日順 | 8番 松山陽子 |
| 3番 山下皓司 | 9番 三谷克巳 |

4番 宮 永 肇 10番 小 林 和 男
5番 藤 原 資 広 11番 藤 森 正 晴
6番 廣 納 良 幸 12番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤 田 俊 一 主査 ————— 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 山 名 宗 悟 建設課長 ————— 石 堂 浩 一
副町長 ————— 細 岡 重 義 建設課参事 ————— 藤 原 龍 馬
教育長 ————— 澤 田 博 行 地籍課長 ————— 坂 本 康 弘
会計管理者兼会計課長 谷 口 勝 則 上下水道課長 ————— 橋 本 三 千 也
総務課長 ————— 前 田 義 人 健康福祉課長兼地域局長
総務課参事兼財政特命参事 ————— 佐 古 正 雄
————— 太 田 俊 幸 病院事務長 ————— 細 岡 弘 之
情報センター所長 — 村 岡 悟 病院事務次長兼医事課長
税務課長 ————— 玉 田 享 ————— 浅 田 讓 二
住民生活課長 ————— 吉 岡 嘉 宏 病院総務課長兼施設課長
住民生活課参事兼防災特命参事 ————— 藤 原 秀 明
————— 足 立 和 裕 教育課長 ————— 松 田 隆 幸
地域振興課長 ————— 野 村 浩 平 教育課参事 ————— 藤 原 良 喜
地域振興課参事 — 小 林 一 三 教育課副課長兼センター所長
————— 坂 田 英 之

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしはや師走に入り、日増しに寒さも厳しくなってきました。本日、ここに第61回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のためまことに御同慶にたえません。

11月21日に突然の衆議院解散、12月2日公示、14日投開票で、衆議院選挙が

執行されます。私たち国民に大きく影響する消費税10%増税の延期、経済対策、特定秘密保護法案、集団的自衛権など、緒問題が山積みであります。全く先の見えない不安な状況であると国民の多くが思われて、感じておられるんじゃないかと思います。地域に貢献していただける政党、候補者をしっかり見きわめ、投票でもって私たちの意思表示をする責任があります。年末で何かとお忙しい時期ではございますが、棄権のないよう投票していただきますようお願い申し上げます。

10月30日、31日には議会報告会を開催させていただきました。今年は昨年比べ、多くの方に出席をしていただき、町の抱える問題について多様な御意見を賜りました。内容と宿題については、1月発行の議会だより「かみかわ」において掲載させていただきます。

後ほど議会運営委員長より詳しく説明がありますが、今次定例会には専決、人事案件、条例の一部改正、一般会計、特別会計補正予算等、19件が提案されます。町政にとって大変重要な案件ばかりであります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

それでは、第61回神河町議会定例会開会に当たりまして、私のほうからも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

師走に入りまして、何かと気ぜわしい毎日となってきたところでございますが、議員の皆様方にはそれぞれ御健勝にて御活躍をいただいておりますこと、お喜びを申し上げたいと思います。

ことしの紅葉は例年に増して本当に美しいなというふう思ったわけでございます。神河町の自然の魅力に改めて感動をしていたところではございますが、今週に入りまして、一気にこの景色が一変をし、町内各地で初雪と同時にこの冬一番の冷え込みという状況になってきております。

御嶽山の噴火に続いて、先月末には阿蘇山の噴火、また、22日には長野県北部で震度6弱の地震が発生をし、多くの家屋の被害や負傷者を出したわけでございますが、死者を出さなかったということを大きくマスコミのほうで報道をしておりました。特に被害の大きかった白馬村におきまして、ハザードマップ支援情報に基づいての救出支援が行われたことなどがその要因の一つというふうに言われています。改めて、村、地域のきずなの大切さを感じたところでございます。

さて、11月21日には衆議院が解散、12月2日公示、14日投開票の日程で衆議院議員総選挙が執行されるわけでございます。消費税率10%への引き上げは18カ月の延期ということ、それらを踏まえた成長戦略、社会保障、さらにはエネルギー政策や

外交問題、そして、何といたしまして私たちの一番の課題と言えます人口減少社会からの地方経済、地域活力をどう取り戻していくのかという議論の中での衆議院選挙だろうというふうに思うところがございます。神河町にとって何が最善なのか、そういうところを見きわめながら、14日を迎えていきたいというふうに思うわけでございます。

11月も3連休を中心に自主防災かみかわ防災訓練を初め、ふるさと文化祭、商工祭、大河内高原それぞれのイベント、越知川名水街道秋物語、また、フライフィッシングやロープジャンプX、ゆずまつりや自然薯まつり。新野、寺前、長谷と3駅周辺で同時開催された新野水車・カーミン・長谷マーケットの収穫祭。それぞれが多くの方でにぎわったところがございます。

12月に入りましてから、3日には越知谷幼稚園舎の竣工式が関係者の方々の出席のもと、とり行うことができました。改めまして、園舎新築に向けて御尽力をいただきました神河町議会初め、地域の方々の御協力に心から感謝を申し上げますと同時に、この園舎新築と同時にこれからの越知谷地域の幼児教育の拠点としてさらに盛り上げていきたいなというふうに考えるところがございます。

そのほか、これからは年末の交通事故防止運動や、また防犯対策としての街灯防犯カメラの設置、また、高齢者や子供たちが安全に暮らしていけるよう、神河町安全見守りネットワーク事業を関係事業者様の御協力によって進めていく予定としております。

そのほか、かみかわ木造インターンシップの10周年記念事業、かみかわ銀の馬車道まつり、町内一斉クリーン作戦、クリスマスイベント等々、12月も盛りだくさんの、たくさんのにぎわいの事業満載となっているわけです。みんなで参加をして、神河町を勢いづけていきたいと考えております。

そしてまた、4日からは人権週間がスタートしました。最終日となる10日は世界人権デー、その取り組みとして11月30日には人権青少年健全育成合同大会がことしも多くの方々の参加の中で開催がされました。

本日は、第61回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

今定例会におきましては、専決処分3件、人事案件4件、条例改正2件、財産処分1件、平成26年度各会計補正予算9件の計19件を提案させていただきます。議員各位には慎重審議により、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第61回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。9番、三谷克巳議員、10番、小林和男議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、報告を受けます。

藤原日順議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（藤原 日順君） 2番、藤原でございます。去る12月2日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から12月17日までの13日間と決しております。

町長から提出されます議案は、先ほどの町長挨拶にもありましたとおり、報告2件、専決処分の承認1件、人事案件4件、条例の一部改正2件、財産処分1件、補正予算9件、計19件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第10号と報告第11号については了承、第94号議案から第98号議案並びに第100号議案と第101号議案については表決をお願いすることにしております。第99号議案の給与条例の一部改正と第102号議案の一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることにしております。第103号議案から第110号議案の各特別会計、企業会計補正予算については第3日目の最終日採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを11月27日の午後3時とし、通告がありました9名の議員により、本会議第2日目の16日と最終日の17日に行います。17日最終日の一般質問終了後に委員会に付託しておりました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることにしております。

なお、閉会中に受理しております陳情書、要望書につきましては、議会運営基準第140条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付いたしておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

それでは、まず、総務文教常任委員長からお願いいたします。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 総務文教常任委員会の閉会中における調査活動報告をいたします。4番、宮永でございます。

まず、平成26年11月19日、午前9時から16時53分まで委員会室で行いました。主たる調査事項としては、委員全員出席のもとで、閉会中の課題として各課に通告しておりました調査事項の進捗状況について報告を受けました。各課の課題は以下に示しておるとおりでございます。その中で、課題と質疑応答について一部を紹介いたします。

まず、情報センターでございますが、課題としては、CATVの今後の運営方式（あるべき姿）の検討状況について、2つ目、視聴率向上に向けた番組編成改善への取り組みについて、3つ目、利用料の滞納徴収状況についてなど、質疑をいたしました。

それに対して、事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答について御紹介します。

まず、今後の運営方式（あるべき姿）の検討はどのように進んでいるのかということでございます。それに対して所長のほうから、まず、ケーブルテレビ施設、設備更新計画表等の作成をしながら検討しております。現在の公設公営の場合で、10年後、30年後にはどうなるのか、シミュレーションを作成しての検討であります。しかし、それだけではなく、民設民営、公設民営等々での検討も重ねて進めておるといってございまして。また、住民の意見を聞いて検討項目に加えたいと考えているが、アンケート調査はまだできていない状況であるとの報告もありました。

将来、民営化になっても、自主番組放送とか文字放送では、ハイビジョン化しないと

画面上で見えない場合もあるので、今やっておくべきことということで、現在、ハイビジョン化に取り組んでおりますということでございます。

告知放送の一元化という課題についても、住民生活課と協議を重ねております。近隣市町では防災行政無線の活用ということもあるようなので、政策調整会議で意見をいただいて、方向性を決めていきたいと考えているとのことでもあります。

また、財政面での情報としては、防災無線については緊急防災減災事業債という70%程度が交付税算入となる起債もあるようでして、隣接町でも取り組みをしているようであります。

防災無線とケーブルテレビ放送で、財政面での維持費、機能面での優位性等を無線と有線放送との比較という視点での検討も進めておりますとのことでもあります。

また、視聴率向上に向けた番組編成改善の取り組みでは、まず、町内の指定文化財を紹介する番組として、既にハイビジョン撮影で完了をし、放送時期を検討している段階であるとのことでありました。

ここで、委員会の意見として、多様な選択肢の検討の中で議論が進められていることで理解はできますが、方向性も決められず、具体的な進捗も見られないということになります。住民にとって検討の過程が見えるような議論の展開が必要ですから、住民に利する方向を示しながら、意見を問うという形を見せていただきたいというのが委員会の意見でございます。

また、利用料金の滞納状況についての話でございますが、現在、3カ月未納となりますと、電波を停止する処置をさせていただくと、こういう報告でございました。

次に、総務課でございます。課題としては、組織体制の強化、これは内部調整・各課間の連携の取り組み状況についてであります。また、総合人事管理制度、これは人事考課・配置・処遇・教育等の確立についてということでございます。また、行政経営の仕組みのさらなる充実に向けた取り組み状況について、また、情報漏えい防止対策としての入札制度改善の取り組み状況についてであります。さらに、学校跡地利用プロジェクトの取り組みについて、また、長期財政計画、平成44年までの財政シミュレーションについて、さらにふるさと納税推進の取り組み状況についてなどございました。

これについて、事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答を御紹介します。

まず、学校跡地の利用については粟賀小学校跡地の取り壊しはどうかという質問でございました。粟賀小学校跡地は27年度に取り壊すということで、予算を置きたいという計画を持っております。現状では、病院移転の有無には関係なく、取り壊しを進めたいという考え方でありますとの報告でございました。また、大山小学校跡地については、28年度には取り壊したいと考えているという段階だそうでございます。

また、職員採用試験はどうなっているかという質問でございまして、これに対しては、現在、2次試験が終了した段階である。また採用予定人員はということで、これについ

ては6名の予定であるとの回答でございました。

また、合併時、住民の意志としてまとめた行財政改革大綱の推進取り組みはどうかという問いでございますが、再び行財政改革推進委員会を立ち上げて、公共施設、重複施設等の維持管理についての御意見を聞きながら、今後3カ年にかけて計画書をつくりたいと考えているとの報告であります。また、かつての行財政改革特別委員会というのは、総務文教常任委員会に引き継がれているとの認識をもとに、当委員会において報告をしていきたいと考えているとのこととございました。当委員会と申しますのは、総務文教常任委員会で引き継ぐということで、話としては計画でありましたので、そのようにお願いしたいということとございます。

次に、前回の議会で問題にちょっとなったんですが、超過勤務状況ということで、これが続いていたということについての対策は進められたのかという質問でございました。これは、超過勤務の状況は必ず総務課、財政ラインを通るので、ここでその実態明細の点検をしていきたいと考えている。長時間勤務の現象があれば、担当課長にその状況を確認しながら改善策を図るということであるとの報告でありました。さらに、超過勤務が多いと指摘された課では、業務改善研修を実施して、業務の見直し、職員の割りつけの分析をした上で、バランスを考えるというテーマに取り組むことで改善を加えていこうとしておるとの報告でございました。

さらに、長期総合計画の実施計画について、進捗状況の確認はできているのかという質問でございました。これについては取り組み内容と項目ごとの進捗状況については個々の担当課所管の常任委員会で調査をお願いし、実施計画全体のことについては、総務課で説明報告をいたしますとの回答でございました。

次に、会計課でございます。課題としては、資金収支計画と公金の出納管理状況についてということとございまして、事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答でございますが、代金の支払いを前提とする、いわゆる工事代金でございますが、工事の完了について、検査に当たってどういう考え方のもとに検査を進めておるのかという質問でございました。これに対して、会計課、会計管理者が検査員ということで検査をしておりますとの答弁でございます。担当課で検査をし、書類を作成してから、最終的に会計課の検査をするという仕組みでございまして、施工管理をする設計事務所がある場合には、中間検査や節目の検査にも同行して立ち会い検査をすることもありますとの報告でございます。

次、税務課でございますが、課題は、収納率向上への取り組み状況について、また、無申告者に対する取り組み状況について、さらに口座振替推奨の取り組み状況についてということで、事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けました。ただし、特筆すべき質疑応答はございませんでした。

次に、教育委員会関係として、主として休会中の継続審議事項の報告からの抜粋報告でございます。それに質疑応答の一部をつけ加えて御報告したいと思います。

まず、教育委員会事務局の課題としては、教育委員会の機能を生かした活動状況について、これは問題把握と対策ということでございまして、定例委員会、臨時委員会のほかに、学校訪問、教育施設の視察等、教育現場の状況把握に重点を置き、今日的・将来的課題を捉えようとする活動を充実させたいとの報告でございました。事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けたところであります。

また、教育課の学校教育係としての課題、これについては、幼稚園・小学校・中学校施設整備事業の進捗状況について、また、児童・生徒の食育推進レベルアップの取り組みについてということでございまして、まず、学校施設整備関係の進捗状況に関する報告を受けました。主要な事項を下記に示しておりますが、1つ目、越知谷幼稚園新築工事は、工期を27年1月30日としておりますが、このほど園舎が完成し、12月3日に竣工式を行い、旧園舎の取り壊しを冬休み中に実施する運びであるとの報告でございます。なお、現況における越知谷幼稚園の園児は5名ということでございます。

2つ目には、寺前小学校大規模改造工事のうち、平成26年度第1期分については、工期を27年1月30日としておりますが、このほど11月4日に校舎棟の検査を完了したとの報告でございました。

また、3つ目に、食育推進レベルアップの取り組みについてでございますが、小・中学校とも食育を生きる上での基本として位置づけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育を推進しているとのことでありまして、具体的には、食に関する指導の全体計画に基づいて、多岐にわたる指導を実施しております。課題として、神河町における肥満児の割合が他地区との比較で高いとの統計結果もあるようで、さらなる食育のレベルアップを図りたいと認識しておりますとの報告でございます。

教育課社会教育係の課題でございます。重複施設の維持管理の検討状況について、これは老朽箇所の把握というようなことでございますが、また、町民温水プールの利用者拡大に向けた取り組み状況について、また3つ目には、福本遺跡の保存活用に向けた全体計画の策定についてでありまして、まず、重複施設の維持管理については、総務課、地域振興課で担当するその他の施設検討にあわせ、28年12月までに決定し、29年度予算に反映させたいとの報告でございました。

また、町民温水プールの利用者拡大ということでございましたが、介護予防や機能訓練については、その利用条件や利便性を考えた場合、実施が困難であるとの見解に至ったとの報告でございました。

また、福本遺跡の保存活用においては、歴史文化構想策定作業として、このほど11月15日に第1回福本区におけるワークショップを実施したとの報告でございます。将来構想計画については、福本遺跡を中心とした町全体の歴史文化の保存活用策として、住民の意見、専門家のアドバイス等をもとに、平成26年度から27年度にかけて策定していくとの見解報告を受けました。

当委員会としては、これまでの事業実施の実態や検討の流れなどから鑑みて、次回の

常任委員会から神河町の文化財行政のあるべき姿ということで、その具現化を求める趣旨で積極的な調査、提案をしていきたいと考えております。これは、本日、教育課の松田課長へお話をさせていただきましたところでございます。

また、地域交流センターの課題でございますが、センターの管理運営状況と課題解決に向けた取り組みについて、また、長期山村留学生の定員確保の取り組みについてでございますが、事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けました。特筆すべき質疑等はございませんでした。

また、公民館の課題でございますが、貴重な図書寄贈の受け入れの取り組み状況について、古文書の活用の検討状況について、これらについて事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けました。特筆すべき質疑等はありませんでした。

給食センターの課題でございますが、食育、これはメニューの改善、地産地消等の取り組みでございます。また、食材の安全対策、これは食品添加物・残留農薬等についてでございます。また、給食費の滞納徴収状況についてという課題もございました。

これに対して、人的な問題等で、病気、感染症にならないよう留意されているようですが、具体的にどういうことをしておりますかという問いに対して、御答弁をいただいたのは、現状では検便等も含めて問題はありません、これから先、12月、1月では食中毒等の問題が発生せぬよう、お互いに声をかけて体調確認をし合うことや、女性調理員では、常にお湯とか冷水に触れる機会が多く、手が荒れたりすることで調理に支障が出ないように、手袋を二重にはめてでも作業をするというふうな細やかな対応をしておりますということでした。

それに加えて、少子化に伴う幼稚園の、また保育園の関係、幼稚園と小学校との連携等々について、少々時間を割いて議論をいたしましたので、その一部を御紹介します。一つの報告として、まず、子ども・子育て新支援制度にかかわる検討事項としての報告がありました。公立幼稚園の保育料について、平成27年度は3,700円での据え置きである。これについて、今後、認定こども園や私立保育園と国、近隣市町の動向と町の少子化対策等を見きわめながら、適切な料金を設定する必要があるとの考えでありました。また、私立幼稚園の保育料については、平成27年3月までに検討して決定をしますとの考え方だそうでございます。

その少子化に向かう中、今後の幼稚園のあり方についての質疑応答があり、その一部でございますが、まず、町立幼稚園の今後のあり方について、どう考えてるかというようなことございまして、これに対して教育長から御答弁をいただきましたが、その要約を申しますと、現在の教育委員会で、これは大変な大きな課題であり、教育委員会でも常に話し合っておりますと。公立幼稚園は4歳、5歳ですが、幼稚園、小学校の連携があって成り立っている仕組みということで、これは維持していかなければならないと考えておりますということでございます。

小学校の維持ということ考えた場合、地元の幼稚園へ行って、地元の小学校へ行く

ということが大切であり、小学校が存続するには、まず、幼稚園が必要なのだという考え方であるというふうなことでございました。その幼稚園がどうあるべきかについては、現状では、保育にかける保護者がふえてきているのですが、幼稚園の強み、重要性というものを認識する必要があるということで、小学校教育の前段階という部分をいかに教育するかということでありまして、幼稚園と小学校がしっかりと連携しておれば、全国的に現在言われているような、小学1年生になったときの友達や授業になじめない、話ができない、活動できないというふうな心配は少なくなりますというふうな報告でございます。児童・生徒数については、推移を調べて、保育所、幼稚園に行く子供がどのような状態であればよいのかを検討していきたいということでございました。また、保育所、幼稚園とも成り立つようにしたいという町の事情等もあり、課題は多くあるので、それぞれに検討していきたいとの答弁でございました。

今後の常任委員会の調査においては、子供の教育に対する保護者の思い、町の将来をかけた教育方針を貫こうとする教育委員会の考え方、過疎化に向かう地域の思い、それぞれの立場への理解と配慮も必要ではあるが、何よりも子供が元気に成長するという最大の目的に対して、何をどうするのかという議論を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生福祉常任委員長をお願いいたします。

松山民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 民生福祉常任委員長の松山でございます。閉会中の平成26年11月14日と28日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

まず、11月14日につきましては、執行部からは副町長及び関係課の管理職員の方々の出席のもと、事務調査を行いました。なお、委員会資料をお手元に配付していただいておりますので、詳細につきましては割愛させていただき、主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。病院については、26年度9月末の業務執行状況を中心に説明を受けました。9月末までの累計の入院患者数は1万8,394人で、前年度に比べ3,405人減っています。外来患者数は5万9,318人で、前年度に比べ2,409人減となっています。特に入院患者数が大きく減っているのは整形外科であり、前年度の同期と比較すると37%のマイナスです。これについては、国民健康保険等の状況を確認したが、医療費等も減っていることから、他の病院に行かれているのではなく、昨年より健康に過ごされているからと思われる。ただ、現在では、病床利用率も70数%と復活してきており、11月から設置した地域包括ケア病棟では80%を超える状況であるとの説明を受けました。

9月末現在の予算執行状況については、事業収益は15億7,829万円、事業費用

は15億5,209万円で、差し引きした純利益は2,620万円となっています。この純利益は前年度の同じ時期に比べると、約1億883万円のマイナスです。これは、やはり入院患者数が減ったことなどが大きく影響している数字です。人口の減少もあり、急性期患者も多少は減ってくるという中で、病院の健全経営と病院の将来を考え、急性期病床を将来は少し減らして80床に、地域包括ケア病床を40床、療養病床を40床としていきたいと思っているとの説明でした。

次に、医師の確保対策については、兵庫県が大阪医科大学に寄附講座をしたことにより、現在、大阪医科大学から神崎総合病院に内科の非常勤医師2名、神経科の非常勤医師1名を派遣していただいている。医師修学資金制度による医師の第1号が4月に誕生し、現在、大阪医科大学で初期研修を受けている。神戸出身の女性で、2年後には神崎総合病院に来ていただく予定であるとの報告を受けております。

保健・医療・福祉総合施策プロジェクトについて。保健・医療・福祉・介護・看護の総合的な取り組み（案）についての説明を受けましたが、国に地域医療体制の充実を要望する場合には、神河町でしかできないモデル的取り組みを示すべきであるとの意見に対し、病院を核とした広域の地域包括ケアシステムのネットワーク・体制づくりはほかにも類がないケースになると思う。また、病院内部の組織として地域医療支援センターをつくり、町民100%の健診等の推進や地域包括ケアシステムの調整役を担うことなどもほかにない取り組みになると思う。しっかりと説明できるものをつくり、いろいろなところに対し、協力依頼をしていきたいとの回答でした。

健康福祉課の所管について報告いたします。介護従事者不足の問題提起のため、介護事業所に対し、雇用や処遇についてのアンケート調査を実施したとの報告であったが、その結果をどう生かしていくのかとの問いに対し、介護保険事業所会議の中では、長期雇用、長期就労ができる体制づくりの再検討を強くお願いしているが、事業所単位で実施されている県の指導監査の場でも各事業所の考えを聞き、改善要望もしていきたいとの回答でした。

次に、健診事業の推進については、勧奨を強化し、日曜健診をふやすということだけではなく、ほかにも具体的な方策を考えてはどうかとの意見に対し、医師会とのタイアップということも、今、進めており、医療関係での個別健診も視野に入れて考えていきたいとの回答でした。

次に、老人クラブの単位数の見直しについての進捗状況はとの問いに対し、11月21日を締め切りとして、神崎エリアの10クラブと大河内エリアの8クラブに対し、意向調査を行っている。12月の連合会の理事会で方向づけをし、決まったことを書面に残す形で対応していきたいとの回答でした。

また、介護保険制度の見直しについては、特別養護老人ホームの入所については、国が示しているように、平成27年4月から要介護3以上の認定者との制限が始まります。要支援1、2の方に対するサービスについては、国からはまだ明確なものが出ていない

状況であるが、平成29年4月の移行に向け、地域包括支援センターを中心に介護事業所やシルバー人材センター、商工会と模索、検討している状況である。28年10月ごろをめどとしてメニューを提示したいと考えているとの回答でした。また、新しい取り組みとして、見守り隊ネットワーク事業の説明も受けました。

次に、地域局所管について報告をいたします。日曜窓口、平日延長窓口に係るアンケートでは、日曜窓口の希望が多い結果であったが、その後の検討を総務課預けとした理由はとの問いに対し、窓口業務は町長の公印を押した証明書等を発行することであり、専門性が必要であることから、日曜窓口の継続となれば、地域局でしか対応できないように思っているが、地域局職員の負担は大きい。また、平日業務の時間延長となると、役場全体での取り組みとなることから、総務課で検討をお願いしたいと考えているとの回答でした。

次に、住民生活課所管について報告いたします。クリーンセンターについての交渉状況については、10月29日のごみ処理の広域化に係る意見交換会で、くれさか環境事務組合からは、延命工事はせず、平成28年度からは維持修繕のみとする考えであり、また、運転期間は平成32年までとしているが、確定ではなく、地元との話も決着していないとの意見であった。現段階では、くれさか環境事務組合からの文書回答を待っている状況であり、受け入れが困難な場合は、姫路美化センターや網干エコパークを運営している姫路市に委託をお願いしたいと考えている。いずれにしても、市川町と歩調を合わせながら中播北部クリーンセンターでの管理者協議を行い、順序を追って行動していきたいとの説明でした。

コンポストのモニター事業については、モニターは11月からスタートしており、1年間は報告書等による推移を見守り、補助制度は28年度からと考えているとの説明でした。しかし、委員からは、モニターの選択が116基中、電動の乾燥型106基、電動バイオ型8基、つり鐘型2基という、乾燥型に偏っていることに対し、使用方法の丁寧な説明が必要であったのではとの意見がありました。

消防団の再編の進捗状況と問題が起きていないかとの質問に対して、現在、町内の分団を7ブロックに分けているが、再編はその1ブロックを1分団とする内容である。1月か2月に審議会を開き、組織について確認していく予定である。消防団から大きな問題とか質疑は特にないとの回答でした。

次に、11月28日は町内の福祉施設の現地調査を行いました。高齢者施設は福本にある特別養護老人ホームうぐいす荘、同じく福本のデイサービスセンター蓮、粟賀町にあるひかりデイサービス、障害者関連施設は、粟賀町にある小規模作業所ゆめ花館、ケアステーションかんざきを視察しました。

うぐいす荘では、フロアごとに特色ある雰囲気づくりをされ、利用されている方や職員の方々の笑顔に癒やされましたが、余裕がないとよい介護ができないことから、介護職員不足は問題である、身体的に大変であり、給料の面も決してよいとは言えないけれ

ども、利用者のことを考えた食事、外出、「夢を叶えるプロジェクト」など、職員の提案を柔軟に取り入れてもらえることで、モチベーションが保たれているとの現状の説明を受けました。

空き家を利用した2つのデイサービスセンターや神崎総合病院の横にあるゆめ花館では、家庭的な雰囲気の中で5人から10人の方が過ごされていましたが、経営の面では、どこも大変である中、頑張ってくださっていることが理解でき、また、協力ができることがないかと考えていきたいと思っております。

ケアステーションかんざきでは、西本所長からの説明を受けましたが、ケアステーションかんざきは、小児療育事業と介護支援事業を実施しており、郡内3町と姫路市との共同で運営されているが、このケアステーションが神河町にあることで、障害児や介護関係者だけでなく、我が町の子育て環境の上で大きなプラスになっていると感じました。

今後も委員会活動として、引き続き福祉施設等の視察調査も進めていきたいと考えております。

以上で、民生福祉常任委員会の報告を終わりたいと思います。

○議長（安部 重助君） 民生福祉常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員長にお願いいたします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 1番、藤原でございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

9月定例議会以降の休会中の委員会の活動として、10月29日に上下水道課の水道施設の更新計画の説明を受け、老朽化の激しい、緊急度の高い施設への現地調査を実施をいたしております。調査箇所としましては、猪篠簡易水道の取水地、浄水池、急速ろ過池、それから大山の浄水場、それから根宇野にあります配水池、それから岩屋、越知川にかかっております水管橋、それから川上簡水の水源地、急速ろ過池、配水池、それと、大河内簡水のこれも川上にあります水の谷水源地及び比延の大河内簡水の比延浄水場などがあります。また、それぞれの下水処理施設にも立ち寄らせていただきました。

次に、11月6日には、担当する建設課、地籍課、上下水道課、地域振興課のそれぞれが問題を抱えていることを中心に事務調査を行っております。

それから、11月26日には県道加美穴栗線の道路改良の要望会を県会議員を交え、姫路土木事務所で行いました。この県道は、岩屋から上小田間、町内を横断している主要な県道、主要地方道であります。現在、栗賀町地内の病院東側の歩道改良の工事も進められています。ことしの要望箇所としましては、福本から比延までの自転車歩行者道の改良整備と南小田日和地内の350メートル、まだ歩道がついてないんですけども、その部分のところと、上小田地内の670メートルの改良、そして同じく上小田から穴栗市へ、坂の辻という、そういうトンネル計画の検討の4項目について要望をいたしております。

要望会での主なやりとりの中で、このトンネル計画はことし6月、県のほうで策定されました今後10年間の社会基盤整備プログラムには上がっていないという報告も県土木姫路事務所長より受けております。各議員より、トンネルなどの質問もございまして、上野地元県議より、これからの5年間という部分については、町内の越知谷地内を中心に、これは県道岩屋生野線という県道があるんですけども、そこら辺の改良を今、引き続き重点的に行うということを県にお願いをされており、5年後の社会基盤整備プログラムの見直し時期というものがあるそうでありまして、そのときに、これらのこの上小田-宍粟間のトンネル計画を進めたいと言われていました。

次に、11月6日の事務調査をいたしました主なもののみの報告をさせていただきます。

建設課の関係では、福本の福山地内の町道神崎・市川線の新設工事の物件補償の件で、倉庫建物の外部調査をされて、物件補償費が出されておったんですけども、実は倉庫建物の内部調査を担当が行っていなかったことから、高額な補償費となるようでありました。この物件補償についてもいろいろ議論されたんですけども、副町長のほうより、もっと正確に金額を出し、予算計上すべきであったというように答弁をされております。

次に、建設課におけます優良業者育成のための工事評価について、多くの委員より厳しい指摘をいたしました。指摘事項を5点ばかりまとめております。

まず、1点目であります。工事成績表を業者に伝え、今後にかさすべきである。これは、つまり、工事成績表の公表という部分であります。

2点目としましては、工事現場担当職員の確認の施工管理、これらの記録がないということで、これらのきちとした施工管理の記録を残すという部分であります。

3点目、若手工事担当職員の質の向上及び指導についてであります。

それから4点目、業者の育成であります。これについては、工事の業者さんに工事の精度を高めていただきたいということでもあります。

5点目は発注者、つまり町としての厳しい態度が基本になるというような、5点ばかりまとめて、これらの提言、集中いたしまして、審議いたしまして、委員会として提言をいたしましたところであります。

特に、問題になっております道路は、東柏尾の坂田酒店より北に伸びる町道栗賀・柏尾・貝野線であります。この施工後すぐに、車道と歩道との間に転圧不足によるアスファルト舗装の陥没で段差が生じ、これらは9月の決算委員会でも問題になったところであります。この段差が最大で5センチ程度あるところが多く見かけられ、単車などによる転倒の危険があるため、すぐに段差を埋めるよう強く申し入れました。すぐに担当課は処置をしていただきました。あくまでも応急処置であります。

以上が建設課の主な報告であります。

次に、地籍課については特に報告をすることはございません。

また、上下水道課についても、現地調査を行っておりますので、今回、特段報告する

こともございません。

次に、地域振興課の関係で、地域振興係では各常任委員よりJR長谷駅での通過列車の質問、また、空き家改修など及び若者新築住宅の補助制度などのいろいろやりとりをいたしたところであります。なお、新野駅東の若者向け地域優良賃貸住宅の工事も着工されておりますが、既に入居申込者数が入居戸数12戸を上回っているという報告も受けております。

次に、商工観光係では、峰山高原ホテルリラクシアは30の客室があります。また、長谷にありますホテルモンテ・ローザは11の客室があります。この2つのホテルを現在、キャッスルホテルにより指定管理をお願いをいたしておりましたが、来年の3月末をもって辞退をされるという報告がありまして、新たに担当のほうから公募をしたいということの報告も受けております。

ほかの観光施設も同じく来年3月末が指定管理の更新時期となっており、当委員会、担当委員会としましても、ここら辺をしっかりと今後取り組みたいと考えております。

次に、農林業係についても、今回特に報告すべき内容はございません。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。

○議長（安部 重助君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

ここで、私のほうより報告させていただきます。

私のほうからは、9月定例会以降、閉会中の重立った事項についてを報告いたします。

10月2日に地域優良賃貸住宅建築工事起工式が行われ、藤原裕和産業建設常任委員長と各委員、正・副議長が出席しております。

10月2日から3日、全国監査委員協議会研修会が東京で開催され、清瀬代表監査委員と山下監査委員が出席されております。

10月3日、地域活性化フォーラムin兵庫が淡路市で開催され、私が出席しております。

10月4日、地域安全郡民大会が市川町で開催され、私が出席しております。

10月5日、NPO法人神河天地のめぐみ設立記念式典がグリーンエコー笠形で開催され、私が出席しております。

10月9日、市町正副議長研修会が神戸で開催され、藤森副議長と私が出席しております。「時代の風～政治経済の変化を読む～」と題して、讀賣テレビ報道局特別解説委員の岩田公雄氏から講演を受けております。

同じく10月9日、県町議会議員公務災害補償組合議会臨時会が神戸で開催され、私が出席しております。淡路市議会の松本議長を副組合長に選任しております。引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、兵庫県政に対する要望、郡部選出の衆参国会議員に対する要望について、その内容を決定しました。

10月14日、中播北部行政事務組合議会定例会が開催され、藤森副議長、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。平成25年度事務組合会計歳入歳出決算を認

定いたしております。

同じく10月14日、かみかわ銀の馬車道まちづくり協議会の代表者が歴史的景観地区指定地における取り組みについて要望に来られております。要望内容は各議員に配付しております。御確認ください。

10月15日、神崎郡町議会議員親善グラウンドゴルフ大会が福崎町で開催され、全議員が参加しております。また、山名町長にも参加していただきました。ありがとうございました。

10月16日、かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、藤森副議長に出席していただいております。

10月17日、中播農業共済事務組合議会定例会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。平成25年度事務組合会計歳入歳出決算を認定いたしました。

同じく10月17日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。平成25年度事務組合会計歳入歳出決算を認定いたしました。なお、事務組合の議案等につきましては、議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度ごらんください。

同じく10月17日、播磨地域道路関係6団体合同臨時総会及びはりまフォーラムが姫路市で開催され、藤森副議長に出席していただいております。

10月18日、神崎郡体育協会30周年記念事業講演会が開催され、私が出席しております。

10月21日から22日、全国町村議会広報研修会が東京で開催され、広報公聴特別委員会の三谷委員長と藤原資広副委員長に出席していただいております。

10月24日、神崎郡議長会主催の神崎郡町議会議員研究会を市川町で開催し、全議員が出席しております。「住民自治と議会の役割」と題して、中央学院大学の福嶋浩彦教授から講演を受けております。

10月25日、神河町の水資源の有効活用を考える講演会が神河町中央公民館で開催され、私と各議員が出席しております。

10月26日、福崎高等学校創立百周年記念式典が開催され、私が出席しております。

10月28日、町人協並びに神人協指定実践発表会が越知谷小学校・幼稚園で開催され、私と各議員が出席しております。

10月30日と31日、神河町議会として2回目の議会報告会を神河町ケーブルテレビ局舎と大河内保健福祉センターにおいて開催いたしました。町民の皆様からいただきました多くの御意見を今後の町政に反映できるように、議会として努力いたします。来年度以降も内容の改善を行い、町民の皆様と直接、意見交換ができる場として継続して開催いたしたいと思っております。

10月31日、西播磨地区人権教育研究協議会指定人権教育実践発表会が福崎東中学

校で開催され、私が出席しております。

11月1日、中播磨地区ゆうあい運動会がすば一く神崎で開催され、私が出席しております。

11月3日、養父市制10周年記念式典が開催され、私が出席しております。

11月4日、県町監査委員協議会研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員と山下監査委員が出席されております。

11月5日、町職員と合同で開催された人権研修に全議員が出席しております。

11月7日、県町議会議長会主催の議員研究会が新温泉町で開催され、全議員が参加し、「ニュースの裏側からキーワードで読むこれからの政治・経済」と題して、読賣テレビ放送報道局解説委員の高岡達之氏から講演を受けております。なお、各議員から提出された研修会参加報告書については、議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度ごらんください。

11月11日、県町議会議長会主催の郡部選出衆参国會議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。県議長会として、神崎総合病院に係る地域医療体制の整備等について要望いたしました。また、地域交流センターやまびこ学園の維持・運営及び財政支援について、神河町議会として独自の要望活動も行いました。

翌日の11月12日には、第58回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。町村のさらなる振興発展を目指した決議と国に対する要望内容を決定いたしました。

11月20日、県町議會議員公務災害補償組合議会臨時会が神戸で開催され、私が出席しております。県町村会、県町議会議長会、県市町村職員退職手当組合の事務局統合に関する中間報告を受けております。

11月25日、西播磨市町議長会第2回総会と現地視察が佐用町で開催され、私が出席しております。平成21年豪雨災害を踏まえた佐用町の防災対策について説明を受けた後、復旧状況について現地視察を行っております。

11月27日、小林議員を紹介議員として、東日本大震災で被災された、市川町で避難生活をされている方とその支援者が来庁され、被災地の状況等についてお話をお聞きいたしました。藤森副議長と私が対応いたしました。

11月29日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。

12月3日、越知谷幼稚園竣工式が行われ、宮永総務文教常任委員長、藤原日順副委員長、藤森副議長と私が出席しております。

12月4日、神崎郡人権啓発講演会が市川町で開催され、全議員が出席しております。会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣しておりますので、御了承願います。

閉会中に受理した陳情書と要望書につきましては、その写しをお手元に配付しており

ますので、御確認ください。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月14日に第40号を発行し、10月24日に各区長様に配布いたしております。

以上で、閉会中の重立った事項についての報告を終わります。

ここで、次の審議に入る前に暫時休憩をいたします。再開を10時30分といたします。

午前10時14分休憩

午前10時30分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第10号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第10号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第10号について、報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）についてでございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年9月15日に発生した公用車事故の対物事故分について、10月2日に示談が成立しましたので、当日付で専決処分させていただいたものです。

なお、詳細につきましては総務課長が御説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。お手元の専決処分書により説明をさせていただきます。

事故発生日は平成26年9月15日月曜日、午後6時16分ごろで、事故発生場所は中国縦貫自動車道下り、西宮名塩サービスエリア駐車場内です。事故当事者につきましては、尾道市在住の女性で、事故概要につきましては、町職員が駐車場内を走行中、右折しようとした際に、ハンドルを切るのが早かったため、駐車していた相手車両に接触をしたものです。駐車中の車への接触であるため、事故の責任割合は町が100%、相手方がゼロ%で示談が成立いたしました。損害賠償額は対物事故として29万2,032円で、示談成立日が平成26年10月2日、賠償金支払い日が平成26年10月31日です。以上です。

○議長（安部 重助君） 詳細説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。質疑、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第10号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

日程第5 報告第11号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第11号、専決処分の報告の件（道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第11号について、報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及びその和解）についてでございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年8月24日に長谷地内町道依成岸野線において、走行中の一般車両が路肩陥没部分に脱輪し、破損した事故について、10月3日に示談が成立しましたので、同日付で専決処分させていただいたものです。

なお、詳細につきまして、総務課長が御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。お手元の専決処分書により説明をさせていただきます。

事故発生日は平成26年8月24日日曜日、午後4時30分ごろで、事故発生場所につきましては、町道依成岸野線のホテルモンテ・ローザ北側付近です。事故当事者は播磨町在住の男性で、事故概要は、男性がホテルモンテ・ローザ宿泊のため、県道39号線、一宮生野線から町道を南下中、東側路肩の一部、崩れた段差があるところに脱輪し、その際にフロントバンパーが破損したものです。現場は草も茂っており、段差には気づきにくい状況であったため、道路管理上の瑕疵もあるため、事故の責任割合は町が50%、相手方が50%で示談が成立いたしました。損害賠償額は対物事故として2万5,400円で、示談成立日が平成26年10月3日、賠償金支払い日が26年10月20日です。以上です。

○議長（安部 重助君） 以上、報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原でございます。ただいま総務課長のほうから説明をいただいたんですけれども、実は、この道路は幅員が狭うございます。草も茂っておるといような説明もあったんですけれども、実は、アスファルトが路肩全体に行っていないという部分もあったと思うんですね。それはたしか、あそこ勾配があって、その道路端を雨水が通るといような、確かに掘れておったといような状況は私も目にはしてます。

実は、こういう部分に絡めて、質問を建設課なり下水道課にはしたいんですけれども、町内ではこういう箇所があちらこちらでありますね。実は、私も担当のほうへ、ここに穴があいとるとか、段があるでといようなことは常に知らせておるんですけれども、実は、その穴を埋めましたよとか、直しましたよといような返事は一切いただいておりません。

また、この前の、議長のほうからも多少報告があったんですけれども、議会報告会がございました。野村区の住民の方より、実はことしの4月に……。

○議長（安部 重助君） 藤原議員、今のこの議案についてのことと違いますんで。

○議員（1番 藤原 裕和君） わかりました。それで、マンホールの段差があると、老人がつまずくと、そういうような箇所が町内あちらこちらで見受けられます。担当課として、下水道課も含め、マンホールのそういう段差という部分について、この際、この専決事項には多少絡んでの質問をいたします。今後、担当課としてどういう対応をされるおつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。道路の穴とか、ちょっと傷んでいる損傷箇所につきましては、管理職会議におきましても、職員にそういう箇所があれば事前に建設課のほうへ報告願いますということと、それから区長さんにもお願いしております。それで、議員さんにもいつもお世話になって、そういう箇所があれば、事前に情報としていただいております。その都度、情報をいただきましたら、その日、その日に雨だったら次の日といような感じで、早急に修理をさせていただいております。

確かにそういうような場所で、もし事故があった場合、非常に住民の方に御迷惑をおかけすることになりますので、対処のほうは早急にするようにやっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。この件に関して、8月の24日ですけれども、その道に対する対処はいつどのようにされたんかな。緊急には要するにコーン置いたとか、バリケード築いたとか、もしくはすぐに直したとか、どういうふうになりますか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。この事故場所、ちょうど次の日雨だったもので、早急にはちょっと修繕のほうではできなかったんですけど、1日置いて次の日にコーンを置いて、それにレミで路肩を修繕して、そのコーンをもって、車が通らないようにということで、注意を促すように今、仮の復旧をさせていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） つけ加えて、とりあえず事件なり事故なり起こったら、必ずすぐにコーン置いて、また次の車が落ちんようにだけはせなあかん。それはコーンを置くのは雨関係ないもん。頼んどきます。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 特に注意すべきところは長い棒でこう入らないようにするか、そういう応急措置はさせていただくように努力しておりますので、その点御理解をお願いいたします。（「すぐにやってくれたらいい」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。似たような話になりますが、この路肩が崩れた場所ですね、これがいつごろどういう原因で崩れたというのは把握できるかどうかという話です。それからもう1点は、この事故に関して多分町のほうは総合賠償で災害の補償共済に入っておられますので、と思うんですが、その対象になったかどうか、この2点をお尋ねします。

○議長（安部 重助君） まず最初に、建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。崩れたというよりも今、藤原議員さんが言われたとおり、アスファルトの路肩が雨で流されたという感じで、その分で段差が約30センチぐらい削られたような状態になっておりました。それについて、いつごろなったとかいうのはちょっと把握はできなかったもので、そこら辺は申しわけないですけど、わからないような状態でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 2点目、総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。総合賠償保険の対象になったかどうかということですが、対象として保険対応をさせていただいてます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。この瑕疵責任ということは、発生した事故ということはわかるんですけども、町内至るところ路面がかなり傷んでます。恐らく今から先もいわゆる管理不行き届きということで、瑕疵責任の補償物件はふえてくると思うんです。そういうことのないようにもっと事前に対応してもらわないと、

事故あった場所じゃなくて、町内全体的に道路かなり傷んでいますんで、そういう危険性も多々あるということ承知の上で、道路の維持ということについて努力していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。確かに町内1級からその他町道257キロ、約そのぐらいあるんですけども、はっきり言いまして建設課で全て見渡すようなことはちょっと不可能なところもありますので、その点、地元の区長さんなり、そして地域の職員において御無理を言うて、そういう道路の状況をその都度報告いただくようお願いはしとるような状況でございます。その点御理解よろしく願います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第11号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第6 第94号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第94号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第94号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年11月21日に地方自治法第179条第1項の規定によって、平成26年度神河町一般会計補正予算（第4号）の専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正事項は、衆議院議員総選挙に係るものでございまして、去る11月21日に衆議院が解散し、12月2日公示、14日に投開票が執行されることとなりました。看板設置、入場券印刷等の準備期間に余裕がなく急を要するため、その補正を専決処分いたしました。これによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,235万5,000円としております。

詳細につきまして、総務課財政特命参事が説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。詳細説明を

いたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

それでは、まず4ページをお願いします。歳入でございますが、衆議院議員総選挙費
県委託金で910万6,000円でございます。歳出でございます。5ページをお願いします。報酬で、期日前投票管理者・立会人報酬は1人当たり1万1,000円、長谷
支所は9,000円、選挙日当日の投票管理者・立会人、開票管理者1人当たり1万2,
000円、開票立会人1人当たり1万円で計112万3,000円でございます。職員
手当が415万円、報償費はポスター掲示場借り上げ12カ所の謝礼で2万5,000
円、旅費は普通旅費と選挙管理委員会委員、投開票管理者、立会人の費用弁償で計25
万1,000円でございます。需用費154万1,000円、役務費43万9,000
円、委託料120万1,000円、6ページで使用料及び賃借料が21万円、それぞれ
所要額を計上しております。備品購入費は16万6,000円でございます。懸垂幕、
横断幕の購入費でございます。7ページ以降に給与費明細書をつけております。以上で
ございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第94号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第94号議案は、承認すること
に決定しました。

日程第7 第95号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第95号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を
議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第95号議案の提案の理由について御説明申し上げます。本議
案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。地方教育行政の組織及び運営に

関する法律の規定により、神河町教育委員会委員として御活躍いただいております桐月秀樹氏が、平成26年12月20日をもって任期満了となります。桐月秀樹氏は、平成19年から教育委員としてお世話になっており、人格高潔で責任感が強く、地域活動においてもリーダーとして人望も厚く、教育、文化などに関する識見を有しておられる方でございます。引き続き教育委員に任命いたしたく提案するものでございます。

以上が提案の理由でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。本議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第95号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第95号議案は、同意することに決定しました。

日程第8 第96号議案から第98号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第96号議案から第98号議案までの神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件、3議案を一括議題といたします。

上程議案3議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第96号議案から第98号議案の神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件につきまして、96号から98号議案は関連がありますので、一括して提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件でございます。地方税法の規定により、神河町固定資産評価審査委員会委員として大成政義委員、正城正昭委員、及び西畑強委員の3名をお願いをしておりますが、本年12月8日をもって3年の任期が満了いたします。そこで、正城正昭委員と西畑強委員には引き続きお願いすることとし、再任を固辞されました大成政義委員にかわり、平成22年3月より司法書士として御活躍されております宮本善郎様を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は3年で本年12月9日より平成29年12月8日までとなります。

以上が提案の理由であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

3 議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第96号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第96号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって第96号議案は同意することに決定しました。

続いて、第97号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第97号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第97号議案は、同意することに決定しました。

続いて、第98号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第98号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第98号議案は、同意することに決定しました。

日程第9 第99号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第99号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第99号議案の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

本年8月7日に国家公務員に対して人事院勧告が行われました。主な内容といたしまして、民間給与との較差等に基づく給与改定と俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しの2つの大きな柱から成り立っているところでございまして、給与制度の総合的見直しは平成27年4月からの実施が中心であることから今後調整することとし、このたびは本年の給与改定部分について改正をするものでございます。条例改正の内容は、俸給表を平均0.3%引き上げること、通勤手当のうち交通用具使用者に係る手当を100円から3,500円引き上げること、勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げることなどでございます。職員の給与決定については、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本としつつ、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し、改定の判断しているところであり、このたびの改正についても人事院勧告を受け、兵庫県の状況、県下各市町の状況と神河町の状況を照らし合わせ、改定を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。それでは第99号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、人事院勧告により民間給与との較差に基づく給与改定として7年ぶりに月例給、ボーナスともに引き上げ改定となることを受け、県下の状況や近隣町の状況、町の状況等を総合的に勘案し、改正するものでございます。

まず、改正条例第1条につきましては、勤勉手当の支給率及び通勤手当について改正するものであります。別表第1の表につきましては、行政職の給料表について、5ページからの別表第2の表につきましては、医療職1で医師に適用する給料について、7ページからの別表3の表につきましては、医療職2で薬剤師、栄養士その他医療技術者に適用する給料について、続きまして、10ページからの別表第4の表につきましては、医療職3で看護師、准看護師に適用する給料について、15ページからの別表5の表につきましては、通勤手当について改正するものであります。16ページ第2条につきましては、第1条の改正で勤勉手当を本年度12月期分として0.15月分を引き上げることとしておりますが、27年度以降につきましては6月期と12月期の勤勉手当が均等となるよう改正するものでございます。附則第1項及び第2項につきましては、このたびの改正の施行時期を規定しており、第1条関係の各給料表の改正と通勤手当の改正については平成26年4月1日にさかのぼり適用し、勤勉手当の改正については12月

1日にさかのぼり適用させ、第2条の勤勉手当の均衡を図る改正については、27年4月1日からの施行とすることを規定するものでございます。第3項については、本改正条例施行前に支払われた給与が内払いであるという規定であります。

改正の具体的な内容につきましては、次のページからの新旧対照表をごらんください。

まず、32条第2項第1号で、再任用以外の職員の勤勉手当の支給率を現行の100分の67.5から100分の82.5に0.15月分引き上げ、第2号で再任用職員について現行の100分の32.5から100分の37.5に0.05月引き上げるものでございます。人事院勧告において昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため引き上げるものであり、引き上げ分は民間の支給状況から勤勉手当に配分することとし、本年度は12月期を引き上げることとされているところで、国と同様の改正をしようとするものでございます。改正後の期末手当、勤勉手当の支給月数は、期末手当が6月期は1.225月、12月は1.375月で合計2.6月となります。勤勉手当は6月期が0.675月、12月期が0.825月となり合計で1.5月となり、期末勤勉手当の合計支給月数につきましては4.10月となります。期別では6月期は1.9、12月が2.2というふうになります。

次に、附則第21項の改正につきましては、勤勉手当の支給に当たり、附則第18項において規定しております55歳を超える職員について100分の1.5の給与減額を行ってきておりますが、その減額の方法及び率を定めているものでございまして、現行の100分の1.0125をこのたび支給月数を0.15引き上げ、100分の82.5に改正することから、これに減額率の100分の1.5を掛け合わせた100分の1.2375に引き上げ、最低号給に達しない場合、減額をした場合に最低号給を下回るような場合ということですが、100分の67.5を100分の82.5に引き上げるものでございます。

次の別表第1の行政職給料表については、人事院勧告では行政職給料表を0.3%引き上げることとし、世代間の配分見直しの観点から、初任給については民間との間に相当の差が生じていることを踏まえ、2,000円引き上げ、若年層についても同程度の改正を行います。また、50歳代後半層の職員の在職実態から3級以上の級の高位号棒については改定を行わないこととし、再任用職員についてもこの取り扱いに準じて改正を行わないこととされています。また、行政職給料表以外の俸給表についても、行政職給料表との均衡を基本に所用の改定を行うこととされており、7ページから別表第2の医師に適用する医療職給料表1、10ページからは別表第3の薬剤師、栄養士その他医療技術者に適用する医療職給料表2、15ページからは別表第4の看護師、准看護師に適用する医療職給料表3をそれぞれ改正するものでございます。なお、新旧の比較の中でアンダーラインのない号給につきましては、改正がなく現行どおりでございます。

少し新旧対照表の中で重立ったところを見ていただこうと思います。まず、行政職給料表の改正の分ですが、2ページをあけていただけますでしょうか。こちらのほうは、

行政職給料表の改正の分でありまして、アンダーラインがそれぞれ引いてあるところは改正のあるところ、アンダーラインが引いてないところは改正がないところということですが、一番最初、初任給のところの引き上げ、一番最初のところを見ていきますと、1級の1号、横軸に級です。縦軸に号給です。1級の1号のところ、左側では13万7,600円となっております。改正前の右側には13万5,600円ということでありまして、こちらのほうで2,000円アップといったところの反映がされております。

続きまして、3ページのほうに目を移していただきたいと思います。例えば、30歳代ということで、これ一般的なところですが、30であれば縦軸には2級のところです。2つ目の列になります。24号といったところが一般的なところとして、24というところを右に2つ進んでいただいたところということですが、22万9,400円となっておりますかと思っております。これに対応する改正前のところを見ていただきますと、22万7,700円となってよいかと思っております。この間差が1,700円ということ、1,700円のアップということでありまして、少し10歳刻みで飛ばさせていただきまして、4ページをあけていただきまして40歳ということでありまして、こちらのほうは3級ということでございまして、左の表からいきますと横に3つ行っていただいたところですが、号給は52であります。52というところを右に3つ行っていただきますと31万6,600円というふうになってよいかと思っております。そちらに対応する改正前のところ、左側では31万5,400円となってよいかと思っております。間差のほうは1,200円ということ、1,200円のアップということでありまして。

続きまして、50歳のところを見ていただこうと思います。5ページのほうです。同じく縦軸の76号給のところを見ていただきたいと思っております。横には4つ行っていただいたところですが、これは4級のところですが、37万8,600円となってよいかと思っております。それに対応する改正前のところが37万8,200円となってまして、400円のアップということでございます。以降につきましては、5級、6級につきましては、5級は副課長、6級は課長ということですので、年齢に多少誤差がありますが、当町の実態から申し上げますと、副課長でいきますと55歳のところでいいましたら、同じ5ページの77号給のところをまず左の表では5つ行っていただいたところで、39万5,400円となってよいかと思っております。それに対応するところを右の表で見ていただきますと39万5,400円ということ、差はありません。アップはないということでありまして。

以降、管理職のほうにおきましても、現行でいきますと56歳のところは4ページのほうに戻っていただくこととなりますが、号給でいきますと55のところでありまして。55の左の表の一番右側になります。40万9,400円というところを見ていただきたいと思っております。それに対応する改正前が40万8,500円ということ、こちらのほうでは900円のアップということでありまして。一般的に国公と同じ考え方ですが、改定の内容を見てみますと、若年層のところは引き上げますが、号給の比較的低いとこ

ろの高年齢層のところは上げませんという形になっております。管理職のところにつきましても、アンダーラインがないところが後半のほうに出てまいります。年齢が高いところは上げませんよというふうなつくりになっているというところであります。

続きまして、23ページからの別表第5について説明をさせていただきます。23ページからの別表第5の通勤手当につきましても、人事院勧告において交通用具使用者に係る通勤手当について、民間事業所における支給額を平均で10%以上下回っているということから、民間の支給状況を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げ改定を行うとされております。

現在、当町における交通用具使用者の通勤手当につきましても、車両の購入費や車検、燃料代等々の維持費を勘案し決定されているものであり、国の基準を上回る設定となっております。職員の給与、手当、労働条件等につきましても、人事院勧告を基本としながら兵庫県の状況、県下各自治体の状況、近隣市町の状況等と神河町の実態等を総合的に勘案し、改正させていただいているところであり、通勤手当のこのたびの改正につきましても、燃料単価の推移を勘案し、人事院勧告による距離区分の引き上げ額を適用して、5キロメートル以上の区分から100円から3,500円までの引き上げを行うものでございます。具体的には、5キロ未満は国の改正がないことから据え置きます。国は5キロメートル以上10キロメートル未満の手当額を100円引き上げますが、町の距離区分は1キロ単位で区分しております、10キロメートル未満の5区分をそれぞれ100円の引き上げを行います。同様に、10キロメートル以上15キロメートル未満の各区分を600円、15キロメートル以上20キロメートル未満を1,100円引き上げます。20キロメートル以上の区分は国と同様に5キロメートル刻みとなっておりますが、国の引き上げ額を同様に適用し、25キロメートル未満は1,600円を、30キロメートル未満は2,100円を、35キロメートル未満は2,600円を、40キロメートル未満は3,100円をそれぞれ引き上げるものでございます。以降、国におきましても60キロメートルまで5キロメートル刻みの距離区分とし、最高限度額は60キロメートル以上を7,100円の引き上げとなっておりますが、町の最高限度額は40キロメートル以上と設定しております、3,500円引き上げるものであります。

続きまして、24ページの第2条関係の新旧対照表につきましても、これにつきましては、第1条の改正で勤勉手当を本年度12月期分を0.15月引き上げることとしておりますが、平成27年度以降においては6月期と12月期の勤勉手当が均等となるように配分することとされていることから、第32条第2項第1号で再任用以外の職員の勤勉手当の支給率を100分の75に改めるとともに、再任用職員についても均等となるように100分の35に改正するものでございます。また、附則第21項で同様に55歳を超える職員の給与減額対象者の減額の計算に係る率を、勤勉手当の率が100分の75に改められることから、現行の100分の1.2375を100分の1.1

25に改め、最低号給に達しない場合、これは引き下げると最低号給を下回ってしまう場合ということですが、100分の75に改めるものでございます。

以上が改正内容でございますが、次のページからは技能労務職員の給与等に関する規則をつけております。これにつきましては、神河町職員の給与に関する条例と同様に改正するものであります。

少し長くなりましたが、以上が内容でございます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。今回の改正についてちょっと教えていただきたいと思っております。今回の改正でちょっと気になるところは、地域手当の区分でございます。今までは6段階に分けてたものを、今回、多分7段階に分けられてるのかなと思っております。旧の考え方の基本が多分2%落ちて、地域手当は旧のほうでいきますと18%から新しく改正されている分は多分20%になってるのかなと思っております。そういう考え方から見ますと、県下では多分神戸市が地域手当12%、尼崎は10%ぐらいですか、姫路市が3%ということで、都市部でない地域との格差がかなり出てきているということですが、給料表の本体の物の考え方ですけど、どこら辺をターゲットにして策定されてるのかを一つ教えていただきたいのと、それと2点目なんですけど、通勤手当につきましては、たしかこれ人勧の通勤手当を準用されてるんじゃないかと、独自で策定されてるものと思っております。先ほどの部分の説明でいきますと、独自のものでありながら、人勧で示してる部分を上乘せしてるという形になるんですけども、これになりますと、もともとの考え方が全く違うものを上乘せしていくということはかなり無理があるのかなと思うんですけども、その2つについての考え方をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。まず、御質問の1点目の地域手当の改正の目的としているところということでありまして、人事院勧告ですので、正確なところはわかりませんが、勧告の内容を見ますと議員の御発言のとおりでありまして、今回0.3%引き上げ4月にさかのぼるという改正を今提案させていただきましたが、この後、人事院勧告では27年度4月からの給料を平均2%引き下げると、今回上げるんですけど4月には下げるといふ提案をします。これにつきましては、3月議会で御審議をいただこうとしておりますが、それとあわせて地域手当の見直しということになっておりまして、地域手当はただいまの御発言のとおりでして、引き上げる改正を予定されております。一番高いところ、1級地が18%のところを20%にというふうなことであります。先ほどありました3級地でいきますと、3級地でももっと高いところもあるんで

すが、15%はそのまま15%であったりとか、一部12%が13%に引き上げる、多少引き上げ率は変わってきておりますが、基本的に国家公務員というところで、一番国家公務員の多いところが東京であろうかと思うんですが、そのあたりを中心に基本的には考えられているというふうに思います。地域手当につきましては、基本的な給与をそれぞれの地域の経済状況によって差をつけるということで指定をされているもので、ターゲットというのはいささか分かりませんが、東京中心に考えを進められた配分のし直しであろうかなというふうに思っています。

2つ目の通勤手当の考え方というところですが、御発言のとおり、当町のほうは独自の計算をしております、先ほど御説明の中でも触れさせていただきましたが、もともとは通勤用具であります自動車の購入費から車検、細かく言うとオイル交換も含めてということになります、タイヤ、燃料代といったところを基本的に維持していくために必要な、一番最初の車両本体につきましては10年程度の償却期間で見ていくというふうなことで、1年間の維持費、それとももちろん私用にも同様の車両を使うということで、通勤に使う率と私用に使うときの率ということも勘案してということで、私の記憶では平成6年か7年ころにそれぞれの町で基本的な考え方というところで審議を進めていった結果、現在の交通用具、国等の基準とは違う交通用具等の当町の通勤手当が決められてきたということになります。

今回の人勧の改正内容につきましては、細かく指定、指示はされてません。人勧の中身を見ても民間との差ということだけであります。その差が何であるかということはいささか載ってませんので読み取れはしませんが、交通用具に係るアップですので、交通用具を使うための経費のアップに関するものだというふうに判断するのが妥当かと思っております。

当町で、先ほどありましたように、全てを再計算するというのは非常に難しいというところもあるんですが、参考にしましたのは、燃料代の推移であります。当時ですが、恐らく1リッター120円程度であったかなと思いますが、今は150円から160円といったところに燃料代が上がってきております。この1リッターあたり35円から40円程度上がってきているという現状を勘案し、それぞれの通勤キロ数のところで往復のキロ数と燃料代、それを出勤日である20日間とか、月20日間とかに限定して計算をするというふうなことをやりますと、国が示してきました上昇率よりも多い上昇率を示すという計算になります。そこで、国よりも多い引き上げ率というのはなかなか対応しにくいというところもありますので、今回は国の引き上げ率をそのままそれぞれの該当区分に適用するというふうな考え方で計算をした分を提案をさせていただいています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません、もう1点お伺いいたしたいと思っております。

この給料表の改定につきましては、期末勤勉手当に当然影響する部分なんですけど、町長の提案説明によりますと、いわゆる国の制度に準拠して基本的な部分をやっていくという話なんですけど、勤勉手当とこの給料の号給が変わった理由は、いわゆる勤務評定を生かして柔軟な運用できるようにということで、この階層というのはかなり、4倍ほどふえたと思ってます。

国に準じてされるなら、その勤勉手当のいわゆる運用の仕方なんですけど、国の制度に基づいて勤務評定をされて、国が示すようにいわゆるばらばらな運用、例えば通常でしたらこれ4号給が普通の1年だと思えます。今までの説明ではたしか1号やったり、とめたりとかいろいろあったと思うんですけども、それは実際勤務評定を生かして、国の示してる部分を生かして、実際運営されてるのかどうか、そのちょっと確認だけよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。勤勉手当につきましては、勤務評定ということで、実際のところはペーパーベースで勤勉手当の勤勉状況というのを確認するようにしています。それには一般的な無断欠勤がないとか、そういった一般的なことで評価を現在のところやっており、それに基づいて支給をしてるところですが、もう1点、議員御質問の中の4段階、4号とか、その部分につきましては、給料表の適用のところで勤務評価というところで、人事評価に当たる部分ですが、これにつきましてはもともと1年で、簡単にいいますと4号上がるというのは、成績が標準的であれば4つ上げますが、悪ければ1つしか上げませんよとかいう段階を置くという給料表のつくり方になっております。これは平成18年の改定のときからそうなっております。

国家公務員は、そういう法的縛りの中でこれまで実施されてきておまして、地方公務員についてはその規定がこれまではなかったというところから、努力義務ということでありました。ただ、今回の法改正がありまして、地方公務員にもその義務化が求められているというところでありまして、国からの指示によりましては、27年度に実際に能力考課であるとか実績評価であるとかを行う試行を始めなさい、28年度からは実際に適用しなさいというふうなタイムスケジュールも出されておりますので、現時点ではこの給料の適用に関しては明確なところはやっておりませんが、この改正とあわせて、27年度の3月議会提案になろうかと思うんですが、そのあたりも入ったようなお話をさせていただくような展開になっていくと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。通勤手当についてお伺いをいたします。通勤手当の神河町内の一番遠いところはどこか。それと、この40キロ以上ですか、いわゆる神河町の一歩遠いところ以外は、どこから何名ぐらいの方が、大体で結構ですけども、来られてるものか。極端に言えば、40キロ以上は医療従事者とかそういう方がお

られるのかなと想像するんですけども、40キロ以上になったらどこら辺までいくのかなという想像が一つ。それをちょっと人数と場所を教えてください。

それと、合併時に一番多くもめたのは、旧両町との手当が大分格差あったんでね、大分もめたんですけども、もう一度町民の皆様方に御理解いただくために、結果どうなったか。要するに旧大河内が下がったのか、旧神崎が上がって均衡をとったのか、推移をもう一度説明お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。キロ数ですが、役場、病院というふうな大きくりの中での話にさせていただこうと思いますが、役場関係者で一番遠いところが、30キロから35キロの区分のところに1名おります。（「町内やで」と呼ぶ者あり）町内でいいますと、新田のところが一番遠いかと思うんですが、19から20キロのところに1名といったようなところかと思います。病院のほうでいいますと、一番遠いところでいいますと40キロ以上のところにお二人いらっしゃいますが、これちょっと場所のはっきりわかりませんが、遠方から通ってきていただいている医療技術者がいるというふうには思っております。

それと、合併時の調整の結果といいますか、調整の結果は私も具体的には聞いてないんですが、私が把握してる範囲で言いますと、合併時の調整の結果ですね、旧神崎町、大河内町で安いほうの金額に最終的に調整されたというふうに記憶をしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 総務課長が40キロ以上はわからないとおっしゃったんで、病院関係、わかりますか。大体どこら辺から来られてるか。方向性も。要するに北なのか南なのか西なのか東なのか。40キロいうたらどこですか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。遠方からも来ておまして、医師が尼崎などから来ております。あと、姫路であったりとか、神戸など遠方から来ている職員もおるような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 医師が2名ということ。これ、2名という答えが出たけど、これは医師を指しとるわけやね。医師が毎日尼崎から通勤してくれとってんやね。それは大丈夫。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 職員につきましては、40キロ以上が7名、嘱託も含めまして7名おります。その中で医師が神戸、姫路におります。それと医療技術員がそのほか姫路から来ております。キロ数は把握しておりますけども、ちょっと手元の資料に住所がございませんので、御了承いただきたいと思います。以上でございます。

す。

○議長（安部 重助君） 3回になりましたので、とりあえず今、廣納議員の分については、後日調べて、また報告願います。

ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。2点、お尋ねをしたいと思います。先ほど町長なり総務課長の説明の中で、今回の条例改正については国、県、近隣市町、町の実態を勘案して改正しますという話でしたが、その中で町の実態を勘案したというのは具体的にどのような内容なのかを教えてくださいたいと思います。

それからもう1点は、このように今回提案されているということは、当然労使の交渉の中で妥結したと思うんですが、労使交渉の状況について教えてくださいたいと思います。以上2点です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御質問の町の実情といったところですが、こちらのほうは町の経済状態というのは細かくは、町域全体のというのはなかなかつかめないので、民間の部分というのは人勸とか県の人事委員会等を参酌するしかないのかなというふうに思ってますが、町の実態というところで主に勘案しますのは、町の財政状況も勘案していくといったところであります。通勤距離ですとか、そのあたりもそういったところ、配置でどのぐらいの影響額が出るのかなというふうなところも見たりといったようなところが、町の実態といったようなところかなと思います。

それともう1点が、労使交渉の状況ですが、今回は7年ぶりの引き上げ改定ということでございましたので、労使交渉の場においては特に引き上げに関する協議でしたので、双方からも問題なくといったような交渉になってます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか、ほか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら、質疑を終結しますが、よろしいですか。ないようございますので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第99号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第100号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第100号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第100号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童扶養手当法の一部改正が平成26年4月23日に公布され、平成26年12月1日から施行されています。これに伴い、上位法の条文が繰り下げられましたので、条文整備を行うものでございます。なお現在、条例に基づく遺族補償等の給付はございません。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第100号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、可決することに決定しました。

日程第11 第101号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第101号議案、財産処分の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は、財産処分の件でございます。懸案事項であります学校跡地利用の一つとして、旧上小田小学校の土地及び建物を来年4月1日より民間事業者は無償で貸し付け、体験型学習施設として活用しようとするものであります。土地につきましては、上小田352番地ほか19筆6,142.73平方メートル、建物については小学校校舎及び体育館1,859.01平方メートルを5年間貸し付けようとするものであります。貸付の相手は、株式会社ドリームアウェイ様であり、本跡地で主に子供を対象とし

たさまざまな体験型学習施設として事業を実施していただく予定です。賃料につきましては、先に契約しております旧南小田小学校と同様に基本的に5年間は無償といたしますが、契約を延長する場合は協議を行うこととしたいと考えております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。一つ気になるところがございます。貸付地の地目の件なんですけど、これやはり先に修正しとくべきじゃないかなと思うんですけど、誰が見られても町が持っているものと持って悪いものと、いろいろあります。例えば、農地なんかも行政的に持つのはなかなかあれでしょうし、ましてや墓地というようなことも残ってますんで、一旦地目整理されて、その中で学校用地とかいう形で契約されたほうがいいんかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。おっしゃるとおりだと思ってます。ただ、この当地につきましては地籍が入っておりまして、ここ1年か2年の間には地籍の結果が反映されてくるということでありまして、一旦現行のままさせていただきまして、地籍が入った後の結果で契約書変更をさせていただきたいと考えてます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。ほか、ないようでございますので、質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第101号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第101号議案は、可決することに決定しました。

日程第12 第102号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第102号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第102号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は、平成26年度神河町一般会計補正予算（第5号）でございまして、専決しました補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、がんばる地域交付金の交付内示による国庫補助金の増額、コミュニティバス運営補助金等の一般財源化、人事院勧告による給料、職員手当、共済費の改正による増額、国民健康保険特別会計繰出金の確定と給与改定による増額、介護保険事業特別会計繰出金の給与改定による増額、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の給与改定と確定による減額、医療助成費のシステム改修委託料の減額、公立神崎総合病院事業補助金と出資金の増額、人・農地問題解決推進事業の経営転換協力金の増額、長谷地区でナラ枯れが発生しましたので、その防除のための県委託金の受け入れと防除事業委託料の増額、川上地区の混交林整備事業において広葉樹を植栽するための許可がおくれて、年度内施行が難しいため、今年度の事業費取り下げによる県補助金及び混交林整備事業負担金の減額、小田原川護岸改修工事に伴う町道比延小田原川線の改良工事が必要となったため、工事請負費の増額、町道神崎・市川線支線の支障物件等補償費の増額と工事請負費等の減額、台風18号の影響で水谷川右岸護岸が一部崩壊、その復旧工事請負費の増額、寺前小学校の体育館の暗幕が老朽化しているために交換するために工事請負費の増額、これらにより歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,537万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億7,772万7,000円とするものでございます。

なお、詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。第102号議案の詳細説明をいたします。

それでは、まず5ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。小学校施設整備事業の起債の借入限度額を3,910万円減額し、1億9,310万円として、補正後の限度額合計は14億6,788万5,000円としております。減額の理由ですが、19ページをおあけください。その中の3目小学校建設費の財源内訳をごらんください。昨年度の地域の元気臨時交付金と同様に、国の平成25年度補正予算に係る事業費を充当した地方公共団体にがんばる地域交付金が交付されます。神河町は寺前小学校大規模改造事業等の補助金に充当され、4,548万5,000円を交付されることになりました。そのうち4,113万7,000円を小学校建設費の国・県補助金に充当し、起債額を3,910万円減額、一般財源を203万7,000円減額としました。事業費には変更はございません。

続きまして、もとの戻っていただきまして、歳入歳出予算事項別明細書の説明をさせていただきます。

9ページをお願いします。歳入、国庫支出金でございますが、国民健康保険基盤安定負担金が確定しましたので、86万4,000円の増額でございます。子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金は、歳出で口座振替手数料の増額がありまして、その補助金2万1,000円で、社会保障・税番号システム整備費補助金は、システム整備費を9月補正で計上しておりますが、その補助金が確定しましたので437万3,000円の増額でございます。がんばる地域交付金は第2表の町債補正のところで説明したとおりで、4,548万5,000円で、小学校建設費4,113万7,000円とふるさと広場舗装工事に434万8,000円を充当しています。

県支出金の国民健康保険基盤安定負担金は確定したため、保険税軽減分で529万5,000円、保険者支援分で43万2,000円の増額で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は212万4,000円の減額でございます。コミュニティバス補助金826万円減額と農業費補助金の中の特定外来生物被害対策事業補助金1万5,000円減額、サル出没対策事業補助金4万円減額、シカ捕獲専任班支援事業補助金270万円減額、シカ緊急捕獲拡大事業補助金30万5,000円減額は、これらの事業が特別交付税の算定対象となっているため、県は補助はするが一般財源化するようにとの指示がありまして、総務費県補助金の市町振興支援交付金として、まとめて917万円を計上しています。なお、有害鳥獣関連の補助金は4月分から9月分となり、10月以降分は平成27年度で交付されることになりました。

戻りまして、衛生費県補助金の自殺対策強化補助金は、事業を強化するため、県が基金を取り崩して補助するものでございます。農業制度資金利子補給金交付事業補助金は利息がふえたため補助金の3,000円増額で、鳥獣被害防止総合対策事業補助金は福本、上小田、重行の金網柵、電気柵の補助で、精査の結果、事業量が増加し、補助金も125万8,000円増額し、補正後526万3,000円となりました。人・農地問題解決推進事業補助金は、事業量の増により400万円の増額で、補正後は710万円でございます。10ページ、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業負担金1,345万3,000円の減額は、川上地区において広葉樹植栽4.8ヘクタールを予定しておりましたが、当該事業地保安林の施業要件が針葉樹林のみとなっており、変更手続をしておりますが、国への申請で審査に時間を要するので、平成27年度に施行を延期するため、補助金も減額します。小学校体験活動事業補助金は環境体験活動と自然学校の補助金で、交付金確定によりまして12万6,000円の増額でございます。経済センサス基礎調査及び商業統計調査市町交付金は追加交付によりまして1万円の増額、ナラ枯れ防除事業委託金は長谷の祐泉寺付近の森林でナラ枯れが発見され、拡散防止のため防除する必要があり、その補助金で277万3,000円を計上します。

繰入金の環境保全基金繰入金は、ごみ捨て防止看板を設置するため41万1,000

円を繰り入れし、大河内水力発電所対策基金繰入金は、防犯灯の関西電力移管分の電気代として4万4,000円を増額します。財政調整基金繰入金は、今回補正の財源不足分を繰り入れるもので、1億4,680万3,000円でございます。

雑入の小学校自然学校負担金は、食事代の精算によりまして14万7,000円の減額でございます。サル出没対策事業補助金とシカ捕獲専任班支援事業補助金は兵庫県鳥獣被害防止対策推進協議会からの補助金ですが、統合されて鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金となりました。

町債は第2表で説明したとおりでございます。

11ページ、歳出でございます。今回の補正は人事院勧告によります人件費の補正が含まれておりますが、個々については説明を省略させていただきます。

総務費の一般管理費、報償費の記念品はふるさと納税をされた方への特産品代で、当初見込みより件数が多いため3万円の増額でございます。コンピューター保守点検委託料と使用料は、電算上で職員が同じデータを使用したりバックアップをするために共有フォルダを使用していますが、そのハードディスクが11月に故障しました。そのハードディスクの保守点検委託料が2万4,000円で、リース料が4万7,000円でございます。財産管理費の434万8,000円の財源振替は、歳入で申しましたが、ふるさと広場舗装事業に係るがんばる地域交付金434万8,000円を国・県補助金に充当するものでございます。次の交通対策費の826万円は、コミュニティバス補助金の財源充当がえて一般財源としましたが、実質は補助されております。

12ページ、企画費、職員手当の時間外勤務手当ですが、銀の馬車道協議会、かみかわ田舎暮らし推進協会の今の委員構成は現役世代が多く、夜間や土日に会を開いているため55万円の増額で、需用費の光熱水費は防犯灯の電気代の4万4,000円の増額でございます。諸費の後期高齢者医療制度特別対策補助金返還金8,000円の増額は、平成25年度分が確定し返還金が生じたもので、町営住宅使用料過誤納還付金8万8,000円は居住者の所得把握に誤りがあったため、返還するものでございます。税務総務費の時間外勤務手当100万円増額は、県派遣職員分でございます。当初予算に上げておりませんでしたので補正をいたします。

13ページ、町議会議員選挙費の時間外勤務手当1,000円増額は、給与改定によりまして不足が生じるため補正でございます。経済センサス統計調査費1万円増額は、交付金が追加交付となりましたので消耗品の購入に当てます。

社会福祉総務費、需用費の光熱水費は、防犯灯電気代で栗賀・柏尾・貝野線に防犯灯を11基新設したことによる8万8,000円の増額で、修繕料8万6,000円の増額は、蛍光灯による防犯灯機器の販売が終了し、防犯灯の修繕はLED機器への取りかえとなるため増額となりました。

町社会福祉協議会補助金は社会福祉協議会事務職員の人件費の給与改定分でございます。繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金は保険税軽減分負担金確定に係る分と給

与改定分で715万9,000円の増額、保険者支援分については確定によって172万9,000円の増額、介護保険事業特別会計繰出金33万6,000円の増額は給与改定によるものでございます。

14ページ、心身障害者福祉費の委員謝礼4万円増額と費用弁償2万円の増額は、障害者福祉計画策定委員会の開催数と委員数の増によるものでございます。医療助成費のシステム改修委託料518万4,000円減額は、当初予算編成以降に県の制度改正の見直しがあり、変更部分が減ったことによるもので、補正後は181万5,000円でございます。後期高齢者医療事業特別会計繰出金281万9,000円減額と給与改定による増と確定による減額の差し引いた額でございます。児童福祉総務費の口座振替取扱手数料2万1,000円の増額は、子育て世帯特例給付金の振替件数がふえたことによるものでございます。

衛生費、保健衛生総務費の時間外勤務手当45万円の増額は、新型インフルエンザ行動計画や障害福祉計画の策定等による事務量の増によるものでございます。公立神崎総合病院会計補助金の9,000万円増額と出資金5,000万円増額は、病院事業の財政基盤の増強を図るものでございまして、繰出金合計額は5億円となります。健康づくり対策費、報償費の医師等謝礼から15ページの備品購入費までは自殺対策強化事業で、講演会、パンフレット作成、電話相談事業を行う費用で、備品購入費は個人相談ファイルを管理するキャビネットを購入する予定でございます。環境衛生費の負担金、補助及び交付金のひょうご環境創造協会会費は、その上の兵庫県大気環境保全連絡協議会負担金と下の兵庫県瀬戸内海環境保全連絡協議会が統合したもので、1万5,000円となりました。ごみ処理費の不法投棄防止看板作成設置委託料41万1,000円はおもてなしの心でごみのポイ捨てを防止するための看板の作成設置委託料で、町内5カ所分でございます。

農業委員会費と農業総務費の時間外勤務手当の増額は、人・農地プランと農地中間管理事業の事務量増によるものでございます。

16ページ、農業振興費の負担金補助及び交付金で農業制度資金利子補給金交付事業補助金は、利子の償還時期の変更により6,000円の増額で、シカ緊急捕獲拡大事業負担金は平成25年度精算と26年度概算により51万5,000円の増額、鳥獣被害防止対策協議会補助金は、福本、南小田、重行の金網柵、電気柵の補助金で、事業量増によって125万8,000円の増額で、補正後は526万3,000円でございます。経営転換協力金は、協力者が10名から21名にふえたことにより350万円の増額で補正後は650万円、分散錯圃解消協力金10万円減額は、事業名が変更によりまして2つ下の耕作者集積協力金となり、面積が50アールから260アールにふえ、金額も60万円となりました。スズメバチ駆除費補助金は25件分の予算を組んでいましたが、申請が多いため40件分として7万5,000円を増額し、補正後20万円でございます。農地費の町単独土地改良事業補助金は、7月の集中豪雨による越知の農地石積

み崩落に対する補助金で45万円の増額でございます。林業振興費の需用費22万7,000円の減額は、歳入で申しました川上の混交林整備事業の取り下げによる25万3,000円の減額と、ナラ枯れ防除の事務費2万6,000円の増額との相殺後の額で、委託料はナラ枯れ対策業務委託料の311万2,000円の増額、使用料及び賃借料のコピー使用料は混交林整備事業分で15万円減額、負担金、補助及び交付金も混交林整備事業負担金で1,305万円の減額でございます。

17ページ、水産業振興費の旅費の1万円減額と需用費の1万円増額は、総会への出席を見込んでいたが、開催がなかったため、需用費に組み替えるものでございます。

土木費、道路橋梁維持費の工事請負費1,082万円の増額は、県施行の比延区小田原川左岸護岸工事に伴い、町道比延小田原川線の幅員が狭くなり、生活道路としての機能が低下するため、幅員を確保するための工事でございます。

道路橋梁新設改良費は、町道神崎・市川線の支線工事で、キノコ栽培場の物件移転補償について、機械設備や配管設備が備えられていたため、補償金額が1,660万4,000円増額となり、用地購入費180万1,000円減額と立木補償費15万4,000円減額は確定によるもので、工事請負費は1,464万9,000円減額となりました。

18ページ、河川費の工事請負費で、台風18号の影響で新田の水谷川右岸の護岸が一部崩壊、またその前後の護岸底部分が深掘したので、復旧するため、337万2,000円の増額でございます。

住宅改良費の修繕料は、各団地において修繕料が増加してしまして、30万円増額で、補正後は150万円でございます。

小学校管理費の工事請負費は、体育館暗幕の老朽化が激しいため、280万円の増額でございます。

19ページ、小学校教育振興費の報償費は、自然学校の救急員について、3名予定が2名であったため、12万2,000円の減額で、以下、需用費、役務費、使用料及び賃借料、扶助費は、自然学校事業費の確定によってそれぞれ減額でございます。

小学校建設費は、財源内訳の変更で、国・県補助金にがんばる地域交付金を4,113万7,000円を充当しましたので、地方債と一般財源が減額でございます。

幼稚園費の工事請負費は、越知谷幼稚園について、砂場設置、北境界線ネットフェンス取り付け等の追加工事をするため、68万円の増額でございます。

20ページ、体育施設管理費の賃金は、単価改正によりまして14万9,000円の増額で、学校給食費の備品購入費は、給食用トレーとオープン用平焼き皿の購入で、23万3,000円の増額でございます。

公債費の元金は、元利均等償還の借りかえによって利子が減りまして、その分元金がふえたことにより、71万8,000円の増額。

利子は、借りかえによる減額と、平成25年度の借換債について、借入額が減ったこ

とにより、5万9千1百5,000円の減額でございます。

21ページ以降に給与費明細書をつけております。

以上、詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

会議に入る前に、先に、第99号議案の中で廣納議員より質問の中にありました交通費手当の中で、距離と、それから人数はどういうふうな状況になっとなるかという質問がございました。それについての回答が出ましたようなので、ここで報告していただきますので、御了解願います。

まず、総務課長から説明してください。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。先ほどいただきました質問の中で、町内で一番遠いところは何キロかということだったと思うんですが、曖昧な返事をしましたが、現在、新田から本庁舎へ通勤する者で22キロが最長ということであります。以上です。

○議長（安部 重助君） 続きまして、病院総務課長のほうからも説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。先ほど廣納議員さんから御質問ございました、40キロ以上の職員ということで、40キロ以上の職員で、このたびの改正に伴います職員につきましては、前田総務課長のほうから2名ということでございました。この2名につきましては、臨床検査技師が2名おりまして、1名は朝来市山東町でございます。もう1人は姫路市白浜町からで、40キロ以上でございます。それと、この通勤手当の条例に特例がございまして、医師につきましては、遠方から来ている医師がございまして、通行料を負担している、本人が負担している者がございまして、5万5,000円以上を超える場合は5万5,000円という規定がございまして、その中で来ている医師がございまして、神戸市の西区から4名、大体70キロ程度の距離でございます。それと、宝塚市から1名で来ております。合計7名ということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 以上、報告を終わらせていただきます。御了承願います。

それでは、日程に戻ります。

午前中に第102号議案についての提案説明がございました。これにつきましてはのた
だいまから質疑を受けます。質疑のある方、どなた様からでも結構です。どうぞ。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 藤原です。14ページになります、保健衛生総務費。財政特命参事のほうから説明をいただいたんですけども、神崎総合病院の会計の補助金が9,000万円、それから出資金という形で5,000万円ですか、財政基盤の増強を図るためというような説明をいただきました。冒頭の民生、松山委員長のほうからも、病院のそういう減というような説明も先ほど聞かせていただきました。病院のほうに、担当事務長なりにお尋ねをするんですけども、一体病院はどういうような今現在なっておるのか。私、担当委員会の委員ではございませんので、そこら辺も含めて、この金額が大きな金額であると、途中、なっとるんですけども、そこら辺についての御答弁と、それから、これは私も4月の選挙を通じて、神崎総合病院の住民さんのいろいろな声はどなたの議員もお聞きになっとる部分かと思う。あんまりいい評価をいただけてない住民の方も多くおられます。そうした中で、こういうような税金、一般会計からというような、こういうお金を投入しよるわけなんですけれども、そこら辺についての考え方も、町長、副町長、答えられる部分があったら答えていただきたいと。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） それでは、まず最初に、病院のほうからの回答で、病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。病院の経営状況につきましては、今年度は、先ほどの報告にもありましたように、上半期5月から整形外科の入院患者が減りまして、それがなかなかふえない状況で、非常に厳しい状況が続きました。昨年度と比較しまして、上半期で収支1億悪いと。1億800万ですけど、悪いと。そういう厳しい状況でございます。その関連から申し上げますと、10月以降、患者がふえてまいりまして、きょう現在では124人の入院患者です。ということは、全体で80%になってきてるということです。11月は、前年度の11月よりも入院患者がふえたという状況でございます。今後、経営上から申しますと、何とか上半期の減を下半期でやはり取り戻す努力をしていきたいというふうに思っております。整形外科が極端に減ったのがなかなか理由がわからない状況です。通常であれば、45人ぐらいの整形外科は入院患者があったわけですが、それが20人ぐらいまで減ってしまったという状況が、今40何人ということで、ここ1カ月以上、推移しているという状況なんで、なかなか原因がつかみにくいということでございます。

地域住民の方からのいろんな御意見、病院への信頼感がないんじゃないかというお話もありましたが、なかなかいいお話ばかりでなくて、そういう苦情も確かにいただきます。ここ数年は、病院の目標としましては、やはり患者さんの身になった対応をしていこうということが一番に掲げて取り組んでいるところでございます。まだ足りないところもあるかもしれませんが、徐々にそういう効果も出てきているというふうには思っております。

繰入金の額につきましては、後で町長、また副町長からも話があるかもしれませんが、

病院としましては、一つの繰り出し基準というのがございますが、それは5億よりも少し上回っているという状況です。基本的には繰り出し基準以内の繰り入れだということではございますが、町財政を考えてみますと、なかなかその基準どおりの繰入額に頼ってという病院運営はやはりできないということは病院内部でも自覚をしております。今年度は経営改善委員会というものをつくって、何とか抜本的に改革をしていこうという取り組みを開始しております。それも一定の効果が見え始めているという状況でございますし、そういう施設基準の整備によりまして、来年度からは入院費については少し施設基準なんかでアップができる見込みも立ってきたと、一気に抜本的というわけにはいきませんが、そういう努力もしているという状況の中で、何とか町財政に無理を申し上げて、当初予算からトータル1億4,000万ふやしていただいて5億ということで、何とか乗り切っていきたいという状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 病院医事課長。

○病院事務次長兼医事課長（浅田 譲二君） 病院事務次長の浅田でございます。先ほど事務長のほうからも申し上げました、平成26年度の病院と町の繰り出し、繰り入れに関する基準につきまして、年度当初の予算編成時に町財政課と協議をさせていただきました。これまで御報告をしておりますように、交付税算入に入ります構築物の元利償還でございますとか医師確保、救急関係、職員の児童手当、そういった総務省が定めております11項目の繰り出し基準に基づきまして、本年度、病院と町で5億6,690万2,000円の一定の繰り出しということで、年度当初には3億6,000万の予算で動いております。この率にいたしまして、63.5%でございます。ちなみに、平成25年度は、地方公営企業会計の変更もございまして、5億1,400万程度、少し出ましたけれども、病院といたしましては、できるだけ繰り入れを少なく、減少して、自助努力できるように頑張っておるところでございますが、先ほどの事務長の説明にございましたように、経常の面も含めまして、本年の11月に町財政課と今回の補正につきまして協議をさせていただき、1億4,000万、率にいたしまして繰り入れ基準額の約88%という率になってございます。

なお、西播磨、5病院ある中では、他の4病院につきましては、ほとんどこの繰り出しが94、95%という率で、他病院と比較するわけではございませんけれども、当院はできるだけ自助努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 続いて、副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。病院の繰り出しにつきましては、今、浅田次長が言いましたように、財政との協議の中で、病院としては繰り入れ基準が5億6,000万であるので、5億6,000万欲しいという要求でございますけれども、やはりそれを昨年も、25年も5億1,000万でありましたので、当初から5億を置くのではなくて、経営努力をしてもらいたいということで、通常、3億6,000万という金

額を置いております。そういう中で、財政との協議の中では、それが3億6,000万の繰り出しではだめな場合については、その後協議しようという中で、当初におきましては、経営努力を含めまして3億6,000万ということにしております。実際には、今、浅田次長が言いましたような、5億6,000万の基準額を欲しいという交渉の中での結果でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 事務長なり課長、また副町長のほうからいろいろこういう病院のそういう部分の説明は理解はするんですけども、再度になるんですけども、課長のほうから、実は西播磨自治体病院との比較というような、繰り出しがほかの、例えば宍粟市民病院、相生市民病院ですか、西脇、そういう病院があるんですけど、それと神崎病院と比較されて説明をいただいたんですけども、実はこの神崎病院は、人口が1万2,000人、本当にこの神河町で支える、そこら辺が比較になるのかなという思いはします。片や、一方での市は、人口はもっと多いわけですね。そういう部分で病院に繰り出しして、あの金額投入して、ほぼ100%に近い額をしとるから、この神河町の神崎病院もということの話には、これは筋が通らん話と違うんかというようにも私は感じます。それこそ少ない人口の中で、この病院を、繰り出しが5億幾らあるんかというって、一般会計から病院のほうへどンドンということは、それは通らん話、住民側からしたら、通らん話ではないかなという思いもしています。それについて反論がありましたら、してください。

○議長（安部 重助君） 病院次長。

○病院事務次長兼医事課長（浅田 譲二君） 確かに西播磨自治体病院協議会で、各それぞれの市と病院との繰り出し基準、これの中につきましては、交付税的な算入の部分につきましては、それぞれきちとしたルールがございます。また、それ以外に、医師確保でございますとか、それぞれ病院とその自治体がっております独自の部分については、総務省の見解に基づく一定の基準というものを定めて、その中で、例えば一例を申し上げますと、不採算部門をやるに当たっても、やはりこれは行政施策としての事業であるとか、いろんな基準に基づいてやってございます。先ほど藤原裕和議員さんから言われましたように、人口の対比でするならば、それは恐らく、例えば宍粟市は人口が多いですから、繰り出しの額も当然多くなってまいりますし、人口が少なければ我々の団体も少ないということで、必ずしも整合性がないとは私は言えないと思いますし、私どもはできるだけ町財政への圧迫をしない中で自助努力を、当然経営改革というものもやっておりますし、その中で、どうしても基準に合わないものについては行政をお願いをしていくという中で協議をさせていただいて資金を出していただいておりますので、それが地域住民の皆さん方への、例えば小児科でございますとか産婦人科、眼科、耳鼻科、そういった部門も地域医療の充実という部分でやってございますので、そういった点につきましても地域の総合病院であるという部分は、住民の皆さん方においても安全

・安心という部分では御理解いただけるのではないかなというふうに思っております。
以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。先ほどの病院の繰出金の関係に関連して、1点お尋ねというか教えていただきたいんですけど、多分この病院があることによって、普通交付税なり特別交付税で措置をされてきとる思うんです。ですんで、普通交付税については、需要額が確定すれば、それがそのまま交付税になると思いますんで、その額を教えていただきたいのと、特別交付税につきましては、その財政需要額ですか、その分で恐らく申請されていますんで、病院に係るところの財政需要額ですね、その2点を教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。仰せのとおり、特別交付税と普通交付税に算入されておりまして、ちょっと内訳はあれなんですけども、普通交付税と特別交付税の計算される部分につきましては、昨年度で2億2,000万で、それ以外が幾らあるかということなんですけども、約6,000万ぐらいかなと。これは具体的な数字出されませんので、ほかの特別交付税が大体8割程度で、医師の紹介とか派遣とか、そういうような部分で6,000万ぐらいかなというところで、2億7,000万から8,000万ぐらいを財政としては見込んでおります。計算される部分だけでありますと、2億2,000万程度いうことであります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そうしたら、17ページの道路橋梁新設改良費、神崎・市川線の路線だと思うんですけど、これたしか継続事業ですよ、この路線。継続事業ですね。その中で、物件補償の件なんですけど、継続事業でしたら当然、例えば来年、補償物件の工事入ろうと思ったら、ことしに、前年度に調査してするもんだと思うんですけど、これそういう工事の対応の仕方されてないんですか。いうのは、継続事業でしたら当然予算確保する関係で、翌年度する工事は前の年に調査して、実際何ぼかって確定してからいわゆる予算確保するんですけど、この場合は、当初の段階では何にもされてなくて、後からされてるということで、本来こういう進め方自身が継続事業、適正な、的確な進め方になってるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。福山2号線、神崎・市川線の支線になります。その分で、グローリーさんの倉庫の部分が物件補償の対象となっております。その件で、今、藤原議員さんが言われるように、前年度に物件補償の単価を出

して、それで、翌年度に補償したら、ほんまにベストだと思うんですけども、この事業、年度年度の区切りでいきますので、25年度、26年度という単年度単年度でそういう補償とか用地とかいうものを作ってっておりますので、前年度にちょっと物件補償の調査を先にするということはメニューに入ってなかったもので、今回はこの26年で新規に物件補償という予算の置き方で国のほうに申請をしているという状況でございます。ヒアリングの際にも、そういうことで、前年度でというようなことではなく単年度単年度ですということになってますので、本来なら、今、議員言われるように、前年度で調べておけばこういうような物件が、外見から判断した補償額ではなく、もっと確実な予算の置き方となるんですけども、国との事務の進め方がそういうぐあいになってますので、その点、御理解よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） この事業、継続事業ですよ。単年度事業じゃないんですよ。そこを教えてください。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂です。工事は継続でございます。でも、国のそういう予算の置き方というんですか、そういう工事費、それから用地費といろんなメニューありますけども、その単年度単年度のヒアリングの際の事業の進め方という意味で今言うたんですけども、それでは今は年度年度でそういう用地、物件というものの事務の流れになってますので、前年度から前年度調査費、それから翌年度物件補償という事務の流れにはちょっと今はなっていないような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） そうしたら、最後のお伺いいたします。この路線、いわゆる工事される区間の測量についても、当該年度分しか測量されてないということですか。本来、測量についても、全体を測量して計画を立てて、全体の事業費決めると思うんですよ。そこで当該年度する工事分をしていくわけですけど、今の説明でしたら、単年度単年度ということになりますと、仮に26年度工事する部分についての測量についても26年度分しかできないということですね。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。神崎・市川線の支線につきましては、法線を確定するまでに二、三回、ちょっとルートを検討をさせていただきました。その中で一番ベストな方向で今、法線を入れさせていただいて、その中で、この区間は何年度、この区間は何年度という格好の区切りでさせていただいております。そして、それで今、事業を進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ということは、継続事業じゃないということ、よろしいんですか。ちょっと、そしたら参事、もし詳しくたらどうぞ。

藤原参事。

○建設課参事（藤原 龍馬君） 建設課、藤原です。石堂課長が言うとおりに、工事は事業的には継続でございます。24年度、25年度ぐらいから、法線確定のためにいろいろと路線、今、暫定計画でついている路線の法線の振り直しであるとか、最後、取りつけをどうするかで県庁協議もしまして、全体計画としては、市川町へトンネル抜いていくという計画はそのまま残しております。ただ、その計画につきましては、莫大な費用がかかりますので、とりあえず県庁の協議としましては、一時中止として、現在ある福山線に接続をしてしまうと、ここで事業をお休みさせてもらうということで協議をいたしました。了解をいただいた中で、最終的な福山線につなぐ、今、福山2号線と言いましたが、枝線という考え方で路線をつないでしまう、それで終わるといふところの法線は昨年度から測量して、谷川を渡りますのでボーリング調査なんかもやっています。ただ、その中で、ちょっとのところ産廃の処理施設であるとか、先ほど課長言いました、グローリーの建物であるとかいうところで、はっきり言ひまして、見方が甘かったと言われればそれまでなんですが、我々としては調査前の、いわゆる倉庫としか考えていなかったもので、700万の物件補償費を上げておりましたが、このたび鑑定を入れた結果、二千何百万というお金が出てしまうと。

前年度にその調査をすべき、それは当然ではありますけれども、単年度、25年度の補正であるとか26年度の現年であるとか、もうこんがらがってまして、その2号線につきましては、用地、物件は26年度として進めておりました。それをルート変更の絡みであるとかいうことで、前年度、要望ができてなかつた、調査もできてなかつたというところで、今現在、こういうばたばたとした補正となっております。だから、決して思いつきばかり、そういう事業ではございません。この辺だけは理解していただいて、事業費の割り振りを換えさせていただいたというところで御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（安部 重助君） この件につきましても、物件の、ちょっと今までと思つてた以上の金額が、中身の、内容で変わつてきたという問題でございます。さらにこれ付託をさせていただきたいと思ひますので、またそのときにもしっかりと質疑していただきたいと思ひます。

ほかに意見求めます。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。今、議長のほうから、委員会でということですが、やはりこの場所で、工事請負費が1,464万9,000円減りましたと。これが、物件補償が当初の予定どおりであったとしたら、この事業については26年度で完了しておつたのか、これ、補正の前での話ですね。それから、これを、工事請負費を減らすことによって、翌年度、いわゆる予算的には単年度単年度やけど、事業としては継続であるということですので、これがどういう形で27年度、影響するのか。例え

ばこの物件補償が高くならなかつたら、26年度で完了しとったんやと。しかし、物件補償がふえたもんですから、27年度でこれは完全にずれ込む思うんですね。その辺をきちっと整理した答弁をいただきたいと思います。ちょっと質問の要旨はわかりましたですか。（「わかります」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 済みません。建設課、石堂でございます。細かな詳細につきましては、ちょっと手元にございませんで、後ほどまた提出したいと思ひますんで、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 違う、違ひます。今の質問はちょっと若干違ひます。この物件がうまいこと……（発言する者あり）

○建設課長（石堂 浩一君） 物件補償費の分で、工事費の分が物件補償費に行つてしまつたということで、本来なら26年度で、谷川があります、その橋梁をかけんとあかんのですけど、その下部工が2つ入れやんとあかんところが、1つになつてしまふ、それによつて、26年度の出来高の分が不足してしまふというのは予測されます。それで、全体でどこまで影響するのかっていうことになりますと、細かい資料がないので、そこまでの、部分的のはないですけども、今のところ、28年度で全体の完了する予定で聞いてますので、その物件補償費に行つた工事費の分は28年度の最終年度で増額して、工事を完了するということぐらいしか、今のところは言えないということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 済みません。3点ほど教えていただけたらと思ひます。まず、9ページの中で、14款の国庫支出金の中で、総務費国庫補助金という中で、がんばる地域交付金という、全く新しい交付金が出てきましたので、この交付金の性格というんですか、どういう事業を対象になつてるかという、その内容を教えていただきたいと思ひます。

それから、その下の15款の県支出金の3目衛生費県補助金で、自殺対策強化補助金というのがあります。これについては、それぞれこれを全額でその対策事業をされるようですが、その中で電話料がありますんで、これ常時こういう自殺対策でそういう窓口を設けられるのかということが、その点が1点お伺ひしたいと思ひます。

それからもう一つは、15ページの4款衛生費の中で、ごみ処理費の中で、不法投棄の防止看板を5カ所設置されるということなんですけど、今、既に町内にはいろんな不法投棄防止看板が上がつてゐるんですけど、町が設置したものか、どっかの団体が設置したものかわからないんですけど、依然として旧町単位で残つてゐる分が結構ありますので、そういう部分の解消を含めて、今回新たに5カ所設置される、そのような計画なのか。もしもそうじゃないですよということになれば、現に旧町単位で上がつてゐる、旧町名ですね、その辺の対策をする考えがあるかという、以上3点でございます。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。私のほうからは、がんばる地域交付金について説明いたします。

4年前に、住民生活に光をそそぐ交付金とか、きめ細かな交付金がございました。今年度はがんばる地域交付金なんですけども、昨年度も同様なものがございまして、今年度はアベノミクスによる景気回復の効果を上げるために、それを全国的に普及させるということで、平成25年度の国の補正予算第1号で870億円が上げられました。その補助金につきましては、県のほうが配分するんですけども、我が町は、寺前小学校の建設工事、これにこの補助金が充てられまして、その補助の町負担部分につきましては、その交付金を一部割り当てております。また、一部は大河内保健福祉センター、ことしドクターヘリのヘリポートのために舗装しております、その費用に充当しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 2点目の自殺対策の分で、健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。この自殺対策強化補助金という中での三谷議員からの質問の中で、いわゆる専用回線、電話を設置するのかというところのお話でございますが、今この補正におきまして、専用回線を1局設けさせていただいて、そして、その相談専用の電話という形で対応させていただきたいというように考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 3つ目の不法投棄の委託料について、住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。3点目の質問につきましては、これはおもてなしの心で、観光客さん等を迎える上でのおもてなしの心を表現するという意味のことで看板を設置すると。皆様の御協力できれいな環境を維持しております的な文言でつくってまいるもので、特に観光地でございます5カ所についてやろうと、設置をしようということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。資広議員、これ3回もう済んでますんで、この議案につきましては、申しわけない。

ほかはございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。先ほど三谷議員が言われました、旧町名で看板がまだたくさん残ってるということについてのお返事はいかがなものなんでしょうか。今回は予算がつけてないとするなら、今後どう考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 吉岡です。旧町名の残っている不法投棄看板等については、教えていただければ、また私どももパトロールをし、気がついた箇所から変える

ということだと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ネームを変えるということによろしいんですか、旧町名を変えるということで、そのままの看板を使ってということですか。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） そのまま使える、これはいいなという文言であれば名前を変えますし、ふさわしくないなど、それこそおもてなしの心のほうがいいのではないかなというもんにつきましては、検討させてもらって、つけかえをします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。旧町名の看板の件についてなんです、私の記憶では、4年ほど前にも一度、町内全域の中で、交通案内も含めて旧町名が残っているところがいまだあるということで、一斉点検をしようということでやったことがございます。そのときに見つけたものは対応していくということで、対応を一度しました。が、ここ1年の間にでも、今おっしゃってるような旧町名のやつがまだあるというふうなことがありまして、道路のほうの対応は建設課がやるとか、それぞれの課で対応をやってますが、2度目3度目といいますか、際限なくあるのかなと思うんですが、気づく都度直していくというふうなことで対応させていただきたいと思います。全職員には管理職会議でも一斉に見るようにとか、逆に町内に限らず、例えば市川町から神河町へ向かう際に旧町名がないとか、町外の部分も気にしながら見るようにというふうなことは声がけはしております。気づけば直していきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。今、ごみ啓発の看板に関連してなんですけども、新しい看板設置されるときに、従来型のごみを不法投棄したら1,000万円以下の罰金に処するとか、ああいうおどかし文句は余り効き目がないと思います。以前、そういう看板がいっぱいあったんですけども、今、おもてなしの看板言われたので、そのほうが、その看板を見て、ごみを捨てる気分にならない、心がほのぼのとして、ごみを捨てるような気分にならないというふうな、そういった看板、ずっと前でですけど、高坂に越知谷小学校の生徒が描いてくれた看板設置していただきました。あれ以来、ごみは急激に減りました、あの地区においては。ですから、おどし文句のやつはもうやめてほしいと思います。そこんところ、よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 貴重な御意見ありがとうございます。十分参考にさせていただいて、対処してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ページ数は10ページになります。歳

入のほうなんですけれども、大河内水力発電所対策基金繰入金が4万4,000円となっております。説明のところでは、防犯灯町移管分電気代ということになってるんですが、この件については、町の受け持つ部分と、それから関西電力が受け持つ分の変更だというふうに理解するんですけれども、もしそうであるとしたら、やはりこれは建設完了直後に、きちっと決められた一つのいわゆる受け持ち範囲というものがしっかり決まったと思うんですね。それが今こういう形で、金額は4万4,000円ということなんですけれども、この基金もだんだん減ってきてよるといような状況の中で、10年たてば44万円というようになるんですね。そういうお金の面も含めて、やはり決まったことは守っていくということが前提だと思うんですが、どこがどういうふうに変ったのか、その経緯等についてもお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民課の吉岡です。この4万4,000円については、本数ではなくて、予算つくる際に、消費税アップ分、この分を算定から落としていたと、漏らしていたということであります。まことに申しわけございませんでした。以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

○議員（3番 山下 皓司君） わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

特にないようでしたら、質疑を終結したいと思います。よろしいですか。ほかございませんか。質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは、質疑を終結をいたします。

ここで、お諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第102号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第13 第103号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第103号議案、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第103号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）でございます。補正の内容は、人事院勧告に伴います人件費の補正でございます。給料、職員

手当等の41万7,000円を増額しており、この財源として予備費を充用しております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第14 第104号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第104号議案、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の主な内容は、一般被保険者の療養給付費を増額補正するもので、3月診療から8月診療までの一般の療養給付費の対前年比が3.6%伸びているためです。歳入では、国庫支出金の療養給付費等負担金1,305万3,000円の増額、同じく普通調整交付金367万1,000円の増額、県支出金の普通調整交付金244万7,000円の増額、繰入金の保険基盤安定繰入金878万8,000円を増額し、計上しております。歳出では、総務費の総務管理費を人事院勧告等に伴います人件費の増により10万円の増額、保険給付費の一般療養給付費3,576万8,000円の増額、同じく一般療養費173万5,000円の増額、同じく審査支払い手数料29万3,000円の増額、同じく一般高額療養費328万9,000円の増額、保険事業費の保険事業趣旨普及費、役務費の増で2万2,000円の増額、諸支出金の国庫支出金返納金4,000円の増額、今回、歳入歳出補正による不足額を財政調整基金積立金から1,315万2,000円を増額するものでございます。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,805万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,543万4,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案……（「済みません、議長」と呼ぶ者あり）発言を許します。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。歳出の部分での説明の中で間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。歳出のところで、諸支出金の国庫支出金返納金4,000円の増額、今回、歳入歳出補正による不足額を財政調整基金積立金から1,315万2,000円を減額するものがございます。減額ということで訂正をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第15 第105号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第105号議案、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、平成26年度保険基盤安定負担金が確定したことによるものです。歳入では、繰入金の事務費繰入金1万3,000円の増、同じく保険基盤安定繰入金283万2,000円の減額、諸収入の還付加算金1万円を増額するものでございます。歳出では、総務費の一般管理費を人事院勧告等に伴います人件費の増により1万3,000円増額、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金、補助及び交付金283万2,000円の減額、諸支出金の返還金、利子及び割引料1万円の増額をするものであります。これらにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,481万6,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第16 第106号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第106号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第106号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、第2号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

補正要因としましては、人事院勧告に伴う人件費の増額、介護認定審査会職員の賃金改定に伴う賃金の増額が主なものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,725万1,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第17 第107号議案

○議長（安部 重助君） 次に、日程第17、第107号議案、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第107号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）でございまして。

補正の内容は、職員の異動及び人事院勧告に伴います人件費の補正でございます。給料、職員手当等の151万9,000円を増額しており、この財源として予備費を充用しております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

- 議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第18 第108号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第18、第108号議案、平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第108号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第2条の収益的収入及び支出においては、収入では特別管理料の廃止に伴う水道使用料の減額、水道加入金、各種手数料の増により、第1項の営業収益を77万7,000円増額し2億7,190万6,000円とし、支出では、人事院勧告に伴う人件費の増により、第1項の営業費用を77万7,000円増額して3億4,506万6,000円とし、水道事業収益及び費用それぞれ77万7,000円を増額し4億1,993万3,000円に補正をし、予算第3条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を77万7,000円増額し、4,944万8,000円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容で、詳細につきましては上下水道課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

- 上下水道課長（橋本三千也君） 上下水道課の橋本でございます。それでは、水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、詳細を御説明させていただきます。

予算書の2ページをお願いいたします。収益的収入の給水収益の水道使用料において、本年7月からの特別管理料の廃止により79万6,000円の減額となり、その他営業収益においては各種手数料の増より18万7,000円、雑収益では町営住宅等の建設に伴う加入金15件の増により138万6,000円の増で、営業収益合計で77万7,000円を増額して、2億7,190万6,000円に補正するものでございます。

次に、3ページから4ページの収益的支出で、総係費の給料、通勤手当、期末勤勉手当、共済組合負担金等の法定福利費及び各種引当金繰入金については人事院勧告に伴う増額分で、扶養手当の7万8,000円の減額は扶養人数の減によるもの、時間外勤務手当40万円の増額は丹波市への災害協定に基づく給水応援、休日、夜間における給水

施設の故障や漏水修理等により予算に不足が生じることによるもので、営業費用合計77万7,000円を増額し、3億4,506万6,000円に補正をするものでございます。

5ページ以降、キャッシュ・フロー計算書、給与明細書等を添付しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。2ページのその他営業収益の雑収益の分でお尋ねをしたいと思います。

先ほどの説明でしたら、町営住宅の加入金の増によって138万6,000円の増額ということなのですが、この町営住宅というのはどこの町営住宅のことなのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 橋本でございます。新野の町営住宅の建設分でございます。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 町営住宅については、新野の若者定住の住宅分12戸分と、その他民間分が3件あります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。同じ2ページですけれども、特別管理料ですね、懸案の特別管理料について整理ができたというようなことで、基本料金が減っております。この件数と、それから達成率、達成率いうたらおかしいけれども、完璧にその整理ができたかどうか、その辺についてお願いします。それから、まずこの水道事業についてお願いしたいのと、また、次の議案については提案説明の中でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 橋本でございます。水道使用料の特別管理料の減額分についてですけれども、一応6月末で賦課した分が468件ございまして、その分について7月以降廃止にしております。その分が大体79万6,000円相当に相当するということでございます。以上でございます。（「達成度は」と呼ぶ者あり）達成度は、もう完全に請求を起こしていませんので、100%の方に対して廃止ということで通知をさせていただいております。以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ちょっと説明をお願いしたいんですけれども、先ほどの2ページの1目の給水収益のところの備考の欄に、水道使用料として差し引き額マイナスの79万6,000円、基本料としてマイナス79万6,000円と、2つ表示してあるんですけど、これは同じものという、この二重にあらわしておられるのはちょっとどういうことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 橋本でございます。その1番の水道使用料については、その基本料金と特別管理料、あわせて超過料金も含まれております。それから、この下の基本料金については基本料金分、2,100円ですか、2,100円分と特別管理料の分が入っておりますので、それから特別管理料を引かせていただいております。この補正後の2億6,578万8,000円と1億45万円の差については、基本的には超過料金分、超過使用料分の料金ということになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。この表の見方がわからないということですか。
松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 済みません。ちょっと理解してなかったもので、申しわけございません。水道料金の中の基本料金分が、この差が出てるということでの表記ですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 水道使用料の中の内訳として基本料金分があるという解釈でよいかと思います。済みません。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでございますので、質疑を終結をいたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第19 第109号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第109号議案、平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第2条の収益的収入及び支出において、収入では特別管理料の廃止

に伴う下水道使用料269万円の減額、雑収益では下水道加入金で町営住宅ほか9件分で315万円の増額、差し引き、第1項の営業収益を46万円増額して4億6,643万7,000円、支出では人事院勧告に伴う人件費の増により第1項の営業費用を34万円増額して6億2,036万1,000円、第4項の予備費を12万円増額して924万6,000円とし、下水道事業収益及び費用それぞれ46万円を増額し7億8,809万8,000円に補正をし、予算第3条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を34万円増額し、3,881万7,000円に補正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、特別管理料の廃止に伴ったその件数、達成率につきましては、この後、担当課長より説明をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 上下水道課、橋本でございます。下水道使用料の特別管理料分については、ちょっと申しわけないんですけど、今ちょっと手元に件数を把握しておりません。また、常任委員会のときに報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） これ本会議なんで、常任委員会じゃなしに、この場でしていただきたいんで、後日の本会議の中で説明をお願いします。

○上下水道課長（橋本三千也君） わかりました。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりましたので、質疑を受けます。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。雑収益で、件数は先ほど町営住宅12戸とその他で9戸ってたしか町長言われたと思うんですけど、上水の時にはたしか12戸と3戸で15戸でしたよね。4件の方がいわゆるまだ下水道つながれていない方が払われたということでよろしいんですね。以上です。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 橋本でございます。町営住宅については、12戸あるんですけども、加入金は7戸分という計算になっております。基本的には、5戸までは1戸に5戸分いただきますけども、5戸を超えるごとに1戸分を追加するというので、6件から10件までについては1戸分、それから11を超えた分については1件分ということで、当初の5件分と、あと5戸につき1戸ということで、合計7件になります。その他普通の民間の方が2件あるということで、合計9件となっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでございますので、質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第20 第110号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第110号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございます。補正の内容としましては、まず収入におきまして、繰り入れ基準に基づき第3条予算における負担金交付金を9,000万円、第4条予算における他会計出資金を5,000万円増額しております。支出におきましては、まず人事院勧告に伴います補正としまして1,788万2,000円を増額しております。また、職員の異動によりまして2,418万7,000円を減額、年度末勧奨退職者が2名発生することにより、退職手当組合特別負担金を484万8,000円増額しております。一方、材料費におきまして、院外薬局への移行により薬品費について75%の減を見込んでおりましたが、現状、薬品の購入が予想よりふえてきており、今回、6,000万円の増額をしております。また、大畑診療所費用において患者増による薬品費及び診療材料費の増や設備の更新などにより20万7,000円を増額しています。第3条予算におけます差し引き額3,125万円につきましては予備費に計上いたしております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。議案書の7ページですが、先ほど薬品費が6,000万円ほどふえているということで、そのふえた要因、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。薬品費の増額の要因でございますが、増額と申しますか、ことしに院外処方になりまして、その分の関係で、昨年から見まして約75%減るであろうという見込みをいたしておりました。そのところ、実際、院内でないと出せない薬がございましたり、そのような関係で、去年から比較すると67%ぐらいな減になったということで、当初の院外処方になったとき

の見込みでどれだけ減るだろうという予測をしておりましたけども、その予測との差の分の増額ということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。当初は収益の6.3%ぐらい見てたが、今回は8.4%ぐらいの結果となったという、そのことによって6,000万ふえたという理解でいいわけですか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。そのとおりでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。4ページですね、4ページの医師給が減っております、514万円。これちょっと説明をしてください。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。これにつきましては、内科の医師の退職に伴う減額でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）
ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから12月15日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから12月15日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月16日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後2時16分散会
